

資料編

資料 1

臨時広報紙等

- 「台風 26 号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ」1～3号
- 「広報おおしま 災害臨時号」1～9号
- 「復興まちづくりニュースレター」1～9号

台風 26 号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ(第 1 号)

発行日：平成 25 年 10 月 19 日

発 行：大島町災害対策本部

◎被災者支援相談窓口を開設しました

被害を受けた方からのご相談をワンストップでお受けする、被災者支援窓口を開設しています。被災者支援に関する各種相談にお応えいたします。

◆被災者支援窓口（政策推進課） 04992-2-1444

○り災証明書の発行

り災証明とは、被災者が支援を受けるために必要な大切な証明です。現在各地区にて、被災家屋の調査を行っており、り災証明書を発行するための準備を進めています。申請受け付けは税務課で行います。

◆税務課 04992-2-1465

○災害ボランティアの派遣

大島社会福祉協議会では、ガレキ等の撤去、ゴミ出し、室内清掃等を行うボランティアを派遣します。希望される方は下記までご連絡ください。

◆災害ボランティアセンター（大島社会福祉協議会） 04992-2-3773

○災害弔慰金の支給

災害弔慰金につきましては、ご遺族に対し、亡くなった方 1 人当たり 250 万円を支給します。亡くなった方がご遺族の生計を主として維持していた場合は、500 万円を支給します。

◆福祉けんこう課 04992-2-1471

○支援金の支給

災害により住宅に半壊以上の被害を受けた住民の方を対象に支援金を支給します。（最高 300 万円）

◆福祉けんこう課 04992-2-1471

○災害援護資金の貸し付け

災害援護資金につきましては、家財や住居に損害がある場合、最高350万円を貸し付けします。

◆福祉けんこう課 04992-2-1471

○その他

・災害復興住宅融資

住宅金融支援機構や金融機関が災害規模により条件を設定し実施しています。詳細は、住宅金融支援機構（0120-086-353）やお近くの金融機関にお問い合わせください。

・金融上の措置

被災された方が通帳や印鑑を紛失した場合でも、払い戻しができるよう金融機関に周知がなされています。他にも融資や返済に係ることなど、便宜が図られることがありますので、金融機関等にお問い合わせください。

（参考）

関東財務局「平成25年度台風第26号にかかる災害に対する金融上の措置について」 <http://kantou.mof.go.jp/kinyuu/pagekthp031000066.html>

・携帯電話に関する支援

携帯電話をご利用中の方に対し、利用料金等の支援が受けられます。詳しくは各携帯電話会社にご相談ください。

◆a u ショップ大島 04992-2-5080

http://www.kddi.com/corporate/news_release/2013/1016a/index.html

◆ドコモショップ伊豆大島店 04992-2-4755

http://www.nttdocomo.co.jp/info/news_release/2013/10/17_01.html

◆ソフトバンク B B お客さまセンター 0120-919-860

http://www.softbank.jp/corp/group/sbb/news/info/2013/20131016_01/

台風 26 号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ(第 2 号)

発行日：平成 25 年 10 月 21 日

発 行：大島町災害対策本部

◎被災者支援相談窓口を開設しています

被害を受けた方からのご相談をワンストップでお受けする、被災者支援窓口を開設しています。被災者支援に関する各種相談にお応えいたします。

◆被災者支援窓口（政策推進課） 04992-2-1444

○救援物資について

被災された方の生活を支援する救援物資については、下記にお問い合わせください。

◆総務課 04992-2-1443 （※11月8日より税務課から総務課へ変更）

○土のう・土のう袋について

土のうや土のう袋が必要な方は、下記にご相談ください。

◆地域整備課 04992-2-1487

○ガレキの搬出先

個人で持ち込む場合は、下記へお願いします。料金は無料です。

◆可燃物：野増清掃工場 04992-2-1733

◆土砂：土砂捨場 04992-2-1487（地域整備課）

◆金属：京塚金属 04992-2-3589

◆その他不燃物：オーレック 04992-2-0051

個人で持ち込むのが困難な場合は、下記にご相談ください。

◆地域整備課 04992-2-1487

○その他

・電気料金について

電気料金支払期日の1カ月延長や、不使用月の免除等の支援が受けられます。
希望される方は東京電力にお申し出ください。

◆東京カスタマーセンター 0120-995-006

・自動車検査証の有効期間の延長について

車検証の有効期間の満了する日が、10/16 から 10/29 までのものは、10/30 まで有効期間が延長されます。状況によりさらに延長される可能性もあります。
お問い合わせは各自動車工場にお願いします。

台風 26 号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ(第 3 号)

発行日：平成 25 年 11 月 1 日

発 行：大島町災害対策本部

◎被災者支援相談窓口を開設しています

被害を受けた方からのご相談をワンストップでお受けする、被災者支援窓口を開設しています。被災者支援に関する各種相談にお応えいたします。

☎ 被災者支援窓口（政策推進課） 04992-2-1444

○町・都民税、固定資産税、及び国民健康保険税の減免

住家に半壊以上の被害を受けた方や、所得が皆無となり生活が著しく困難となった方については、町都民税等の一部を減免します。

☎ 税務課 04992-2-1465

○災害廃棄物の搬送

台風 26 号の被害にあわれた方で、廃棄物の処理場までの搬入が困難な方に対して回収申込みの受付を行っております。（搬入費用は町が負担いたします）

☎ 地域整備課 04992-2-1487

○被災家屋等の解体処理

台風 26 号の影響により被災された家屋、囲障等の解体撤去及び流入土砂等の除去についての相談を承っております。

☎ 地域整備課 04992-2-1487

○住宅困窮者への支援

①住宅応急修理

半壊（大規模半壊を含む）の住宅被害を受けた方で、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となる方に対して、被害状況を確認した上で、限度額 52 万円までの補助が適用されます。（※所得制限があります、またこの制度を利用すると応急仮設住宅を利用できません）

②応急仮設住宅

全壊等の被害を受けた方で、住宅が必要な方に入居していただく応急仮設住宅を提供する予定です。今後、被災された方々のご意向を伺い、具体的な計画をお示しします。

③災害復興住宅融資

災害からの早期復興を支援させていただくため、住宅の建設・購入又は補修について、住宅金融支援機構が最大35年間、固定金利で融資します。

④災害復興住宅資金利子補給

上記③の「災害復興住宅融資」を借り受けて住宅を建設・購入又は補修する場合、住宅金融機構の借入金に対して東京都の利子補給が受けられます。

☎ 地域整備課 04992-2-1487

○水道料金の減免措置

今回の災害により、被害にあった建物の水道契約者に対して11月検針分の水道料金の減免を行います。（※町の【り災台帳】で確認を行う為、減免申請は必要ありません）

☎ 地域整備課 04992-2-1487

○流失物の保管について

復興作業中に発見された流失物は町役場住民課にて管理を行っております。

☎ 住民課 04992-2-1462

○後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免・猶予

災害により住家、家財等の被害を受けた方について、被害の程度により、保険料の一部の減免、及び徴収を猶予します。

☎ 住民課 04992-2-1462

○医療費について

災害により被害を受けた方で、国民健康保険及び後期高齢者医療保険に加入されている方につきましては、一部負担金の免除制度があります。

☎ 住民課 04992-2-1462

○戸籍謄(抄)本、住民票等の証明手数料の免除

被害を受けた方が、保険金や支援金等の支給申請書等に使用するために必要な戸籍謄(抄)本、住民票の写し、印鑑登録証明書等の手数料を免除します。

申請手続きの際には、り災証明書（コピー可）か本人確認書類が必要です。

☎ 住民課 04992-2-1462

○住家被害認定調査

11月1日～当面の間、住家被害認定調査の事務局を開設します。

☎ 住家被害認定調査事務局 04992-2-0731、04992-2-0732

○電話料金等の取扱い

電話料金等の取扱いについては以下にお問い合わせください。

◆【問合せ先】

http://www.ntt-east.co.jp/tokyo/info/detail/1201873_2608.html

NTT東日本料金問合せ受付センター ☎ 0120-635-225

<受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）>

【主な取扱いについて】

- ・電話サービス基本料金等の取扱い
- ・フレッツ光等の電話以外の電気通信サービス
- ・電話料金の支払期限の延長
- ・移転工事費の取扱い

※対象エリアについては、東京都大島町において避難勧告、避難指示が発令された地域となります。

広報 おおしま

2013年
(平成25年)

災害臨時号

11月1日発行

台風26号の災害で広報11月号発行を見合わせましたこと、ご容赦願います。

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

お願い

※ご連絡お待ちしています。

自主避難等で、居住地ではない場所へ、
移られた方・・・

連絡先をお教えてください。

・何かお困りではないですか？
・被災された皆様への様々な支援について
ご説明します。

そのような事をお聞きしたいです。

政策推進課 災害復興係へご連絡ください。
電話 04992-2-1444

被災状況（10月28日 13：40 現在）

死 者	33 人
行方不明	9 人

このたびの台風26号による土砂災害により尊い人命を失われた方々と、ご遺族の皆様に
謹んでお悔やみを申し上げます。

同時に、未だ行方の分からない方々が一刻も早く発見され、ご家族の元に帰られるようお
祈り申し上げます。また、被災を受けた方々に心よりお見舞い申し上げます。

本来なら捜索・ガレキ処理・被災者支援・復興に向けた活動を優先したかったのですが、
降雨・台風の接近が懸念される事態となり、緊張した日々が続くこととなりました。一時は
島全域に避難勧告・指示を発表致しましたが、新たな災害もなく落ち着いて判断・行動いた
だいた住民の皆様には感謝申し上げます。

加えて、被災現場を中心に昼夜問わず働いている皆様に心より敬意と感謝を申し上げます。

今後も町民の皆様との絆を大切にしながら役場職員一同、町の復興と再建に専念してまい
りますので一層のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

これまで町には全国の皆様方から義援金や救援物資、多くの温かいご支援・激励が届けら
れております。改めて最大限の感謝を申し上げます。

大島町災害対策本部長
大島町長 川島 理史

台風26号による住家（家屋）被害認定調査

大島町では、10月16日に発生した台風26号による住家（家屋）の風水害被害認定調査を下記の要領で実施します。

この調査は、後々の生活再建支援のための様々な支援制度をご利用なさる際に必要となる、「り災証明書」の発行に不可欠なものですのでご協力をお願いします。

また、対象区域外でも家屋に台風26号による浸水や土砂の流入・風倒木による家屋の損壊など被害のある方は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

なお、被害にあわれた家屋については、被害の状況が確認できるよう、被害個所の写真撮影や認定調査の完了まで解体や修繕などを行わないなど、より正確な被害の認定にご協力をお願いします。

記

調査期間：10月31日（木）午後～11月8日（金）予定

主な調査予定区域地区

◆元町

おおむね、町役場～火山博物館までの区域 — ①

◆北の山

地の岡沢流域（都道一周道路空港入り口周辺） — ②

郷土資料館周辺 — ③

◆岡田

岡田「福聚寺」周辺 — ④

前田内科クリニック前～大島北部駐在間一方通行
道路周辺 — ⑤

宮本交通周辺 — ⑥

◆泉津

込内・峠地域 — ⑥

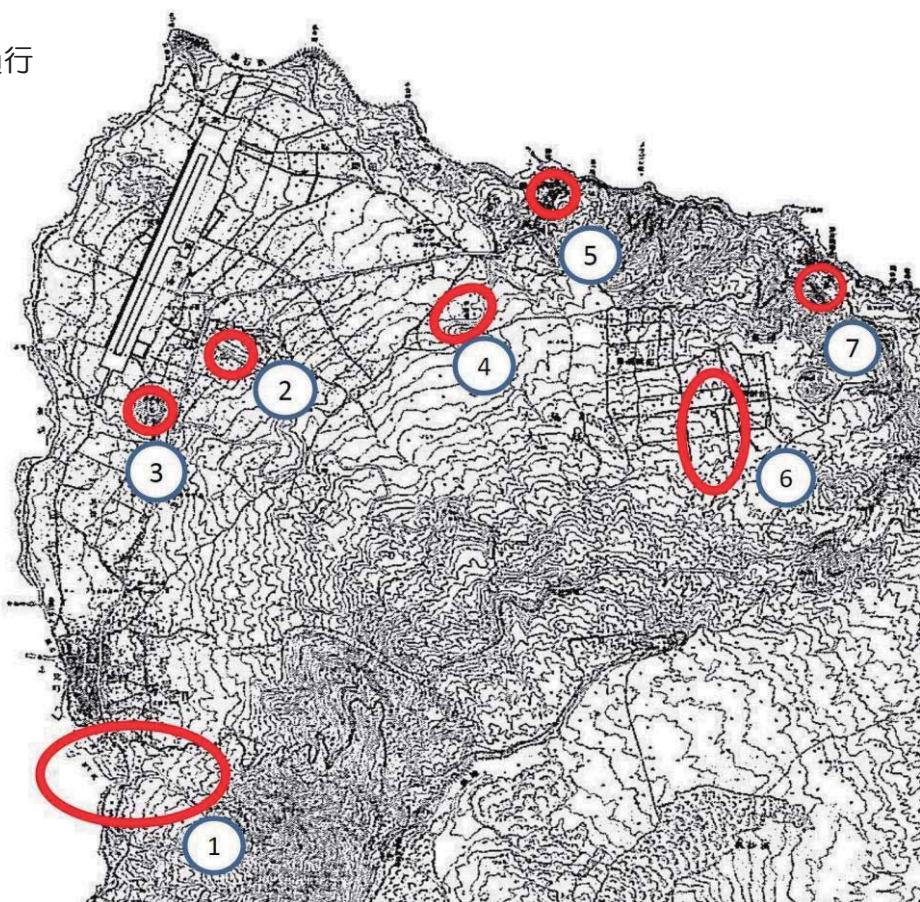
かやぶき周辺 — ⑦

調査の方法

1班3人編成のチームが、対象区域内の家屋を1軒ごとに聞き取り及び計測や事前にご用意いただいた被害個所の写真等を参考に、居住されていた方または関係者の立会のうえ調査します。

お願い

調査員がお伺いした際に、予め被害個所の状況を撮影した写真をご用意いただければ、より正確な認定調査ができますので、ご協力をお願いします。



お問い合わせ 税務課 ☎2-1465

台風26号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ(抜粋)

◎被災者支援相談窓口を開設しました

被害を受けた方からのご相談をワンストップでお受けする、被災者支援窓口を開設しています。被災者支援に関する各種相談にお応えいたします。

◆被災者支援窓口（政策推進課） 04992-2-1444

○災害弔慰金の支給

災害弔慰金につきましては、ご遺族に対し、亡くなった方1人当たり250万円を支給します。亡くなった方がご遺族の生計を主として維持していた場合は、500万円を支給します。

◆福祉けんこう課 04992-2-1471

○支援金の支給

災害により住宅に半壊以上の被害を受けた住民の方を対象に支援金を支給します。

◆福祉けんこう課 04992-2-1471

○災害援護資金の貸し付け

災害援護資金につきましては、家財や住居に損害がある場合、最高350万円を貸し付けします。

◆福祉けんこう課 04992-2-1471

○救援物資について

被災された方の生活を支援する救援物資については、下記にお問い合わせください。

◆税務課 04992-2-1465

○土のう・土のう袋について

土のうや土のう袋が必要な方は、下記にご相談ください。

◆地域整備課 04992-2-1487

○ガレキの搬出先

個人で持ち込む場合は、下記へお願いします。料金は無料です。

◆可燃物 野増清掃工場 04992-2-1733

◆土砂 土砂捨場 04992-2-1487（地域整備課）

◆金属 京塚金属 04992-2-3589

◆その他不燃物 オーレック 4992-2-0051

個人で持ち込むのが困難な場合は、下記にご相談ください。

◆地域整備課 04992-2-1487

○その他

・災害復興住宅融資

詳細は、住宅金融支援機構（0120-086-353）やお近くの金融機関にお問い合わせください。

・金融上の措置

被災された方が通帳や印鑑を紛失した場合でも、払い戻しができるよう金融機関に周知がなされています。他にも融資や返済に係ることなど、便宜が図られることがありますので、金融機関等にお問い合わせください。

・携帯電話に関する支援

携帯電話をご利用中の方に対し、利用料金等の支援が受けられます。詳しくは各携帯電話会社にご相談ください。

◆a uショップ大島 04992-2-5080

◆ドコモショップ伊豆大島店 04992-2-4755

◆ソフトバンクBBお客さまセンター 0120-919-860

・電気料金について

電気料金支払期日の1カ月延長や、不使用月の免除等の支援が受けられます。

◆東京カスタマーセンター 0120-995-006

災害をうけると「こころ」に傷を負います

過酷な出来事の後では、苦しい気持ちになったり、悲しみを感じたり、ひどく取り乱すようなことがあります。しかしそれは当然の「こころ」の反応です。ストレスの多い状況下では、こころの健康に気を遣うことが大切です。
あなた自身やご家族、あなたの身近な人のこころの状態はどうでしょうか。

このような症状はありませんか。

- 頭痛、めまい、吐き気、下痢、胃痛、動悸、しびれなどが取れない。
- 気が高ぶって寝つきが悪くなったり、途中で目がさめたりする。
- 災害の体験に関連した光景が、突然、繰り返しよみがえって不快となる。
- 涙が止まらない。
- 強い不安や心配、おそれの気持ちがわく。

ほとんどの場合、気持ちは時間とともに回復していきますが、こころの傷の深さによっては治療が必要になります。1ヶ月以上経ってもつらい気持ちが続くときには、専門家に助けを求めましょう。遠慮したり、自分が弱いせいだなどと思ったりする必要はまったくありません。心配なことがある方は下記の機関にご相談下さい。

相談窓口

町役場福祉けんこう課（保健師）

電話 2-1471

島しょ保健所大島出張所（保健師）

電話 2-1436

都立精神保健福祉センター（相談係）

電話 03-3842-0948

○災害ボランティアの派遣 及び災害ボランティアの募集

大島社会福祉協議会では、ガレキ等の撤去、ゴミ出し、室内清掃等を行うボランティアを派遣します。

あわせて、ボランティア活動に参加していただける方を募集しています。

宿泊先確保の関係で島外からのボランティア募集が難しい状況にあるため、町民のみなさんのお力をお貸しください。

ボランティアの派遣を希望する方、また活動に参加していただける方は、下記までご連絡ください。

◆災害ボランティアセンター（大島社会福祉協議会）

04992-2-3773

11月の航空便発着時刻表

便名	東京 ⇨ 大島 ⇨ 東京
1843	8:55発 9:35着
1844	10:10発 10:45着

11月の運休日（機体整備のため）

11月14日（木）～11月20日（水）

ANA予約・割引運賃・運航状況等の問い合わせ

☎0570-029-222

電話で弁護士に相談できる

「島しょ法律相談」

東京都では、島しょに居住される方を対象として弁護士の法律相談（電話相談）を実施しています。相談は無料です。相談者のプライバシーは堅く守られていますので、安心してご相談ください。

※災害関連の相談もお受けします。

相談日 月・水・金 ※祝祭日は除く

相談時間 午後1時～4時

相談予約問い合わせ

東京都生活文化局広報広聴部都民の声課

03-5388-2245

広報 おおしま

2013年
(平成25年)

災害臨時号

第2号
11月8日発行

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

お願い

※ご連絡お待ちしています。

自主避難等で、居住地ではない場所へ、
移られた方・・・

連絡先をお教えてください。

- ・何かお困りではないですか？
- ・被災された皆様への様々な支援についてご説明します。

【問い合わせ】

政策推進課災害対策復興係
☎04992 (2) 1444

子ども家庭支援センターは、大島町の18歳未満の子供と家庭に関するあらゆる相談をお受けする機関です。こんなときは、大島町子ども家庭支援センターに連絡をお願いします。

- 被災・その他の事情で子どもや家族に不調があり、登園、登校できていない
- 被災し、困っていることがある
- 福祉サービスを利用したい
- 子供を預かってほしい、一時的に保護してほしい、
- 何となく話したい

大島町子ども家庭支援センター
(福祉けんこう課)

【問い合わせ】

☎・FAX 04992 (2) 2381
相談専用電話 04992 (2) 2398

被災状況 (11月5日 15:15 現在)

死 者	35人
行方不明	5人

災害ボランティアの派遣 及び災害ボランティアの募集

大島社会福祉協議会では、ガレキ等の撤去、ゴミ出し、室内清掃等を行うボランティアを派遣します。

あわせて、ボランティア活動に参加していただける方を募集しています。

宿泊先確保の関係で島外からのボランティア募集が難しい状況にあるため、町民のみなさんのお力をお貸しください。

ボランティアの派遣を希望する方、また活動に参加していただける方は、下記までご連絡ください。

【問い合わせ】

災害ボランティアセンター
(大島社会福祉協議会)
☎04992 (2) 3773

電話で弁護士に相談できる

「島しょ法律相談」

東京都では、島しょに居住される方を対象として弁護士の法律相談(電話相談)を実施しています。相談は無料です。(通話料はかかります。)相談者のプライバシーは堅く守られていますので、安心してご相談ください。

※災害関連の相談もお受けします。

相談日 月・水・金 ※祝祭日は除く

相談時間 午後1時～4時

【相談・予約問い合わせ】

東京都生活文化局広報広聴部都民の声課
☎03 (5388) 2245

台風26号による住家（家屋）被害認定調査

大島町では、10月16日に発生した台風26号による住家（家屋）の風水害被害認定調査を下記の要領で実施します。

この調査は、後々の生活再建支援のための様々な支援制度をご利用なさる際に必要となる、「り災証明書」の発行に不可欠なものですので、ご協力をお願いします。

また、対象区域外でも家屋に台風26号による浸水や土砂の流入・風倒木による家屋の損壊など被害のある方は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

なお、被害にあわれた家屋については、被害の状況が確認できるよう、被害個所の写真撮影や認定調査の完了まで解体や修繕などを行わないなど、より正確な被害の認定にご協力をお願いします。

記

調査期間：10月31日（木）午後～11月9日（土）

主な調査予定区域地区

◆元町

おおむね、町役場～火山博物館までの区域 — ①

◆北の山

北の山川流域（都道一周道路空港入り口周辺） — ②

郷土資料館周辺 — ③

◆岡田

岡田「福聚寺」周辺 — ④

前田内科クリニック前～大島北部駐在間一方通行道路周辺 — ⑤

宮本交通周辺 — ⑤

◆泉津

込内・峠地域 — ⑥

かやぶき周辺 — ⑦

調査の方法

1班3人編成のチームが、対象区域内の家屋を1軒ごとに聞き取り及び計測や事前にご用意いただいた被害個所の写真等を参考に、居住されていた方または関係者の立会のうえ調査します。

お願い

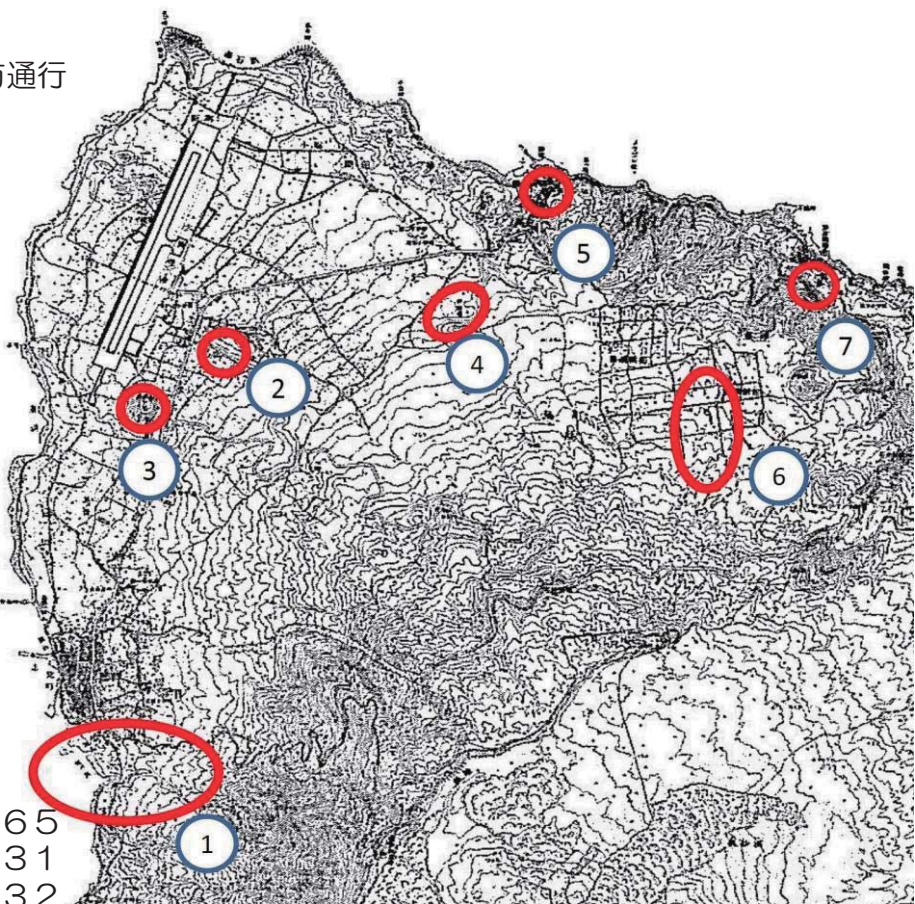
調査員がお伺いした際に、予め被害個所の状況を撮影した写真をご用意いただければ、より正確な認定調査ができますので、ご協力をお願いします。

【問い合わせ】

税務課 ☎04992 (2) 1465

調査事務局 ☎04992 (2) 0731

☎04992 (2) 0732



医療費について

①国民健康保険

◆一部負担金の免除対象となる方

- (1) 住む家が半壊以上の被害を受けた方
- (2) 主たる生計維持者が失職・死亡・重篤な傷病を負った等により、現在収入がない方
- (1)(2)いずれかに該当される方

②後期高齢者医療保険

◆一部負担金の免除対象となる方

- (1) 被災された方で、住民税が非課税、もしくは町・都民税が減免の方
- (2) 住家の半壊以上の被害を受けた方
- (3) 預貯金額が基準生活費の3ヶ月以下であること
- (1)から(3)全てに該当される方

【問い合わせ】住民課国保年金係 ☎04992 (2) 1462

町・都民税、固定資産税、保険料（税）、医療費の減免、一部負担金の免除に関するお知らせ

台風26号による風雨などに伴う被害により大島町に災害救助法が適用され、保険料（税）・医療費など減免対象となります。

対象となる要綱、申請等につきましては、担当課へお問い合わせください。

○町・都民税、固定資産税、保険料（税）について

①町・都民税、固定資産税、国民健康保険税

◆減免対象となる方

- ・住家に半壊以上の被害を受けた方
- ・所得が皆無となり生活が著しく困難となった方

◆対象となる期間

今年度の納期末到来の町民税等の全額、または一部を免除します。

【問い合わせ】税務課課税係 ☎04992 (2) 1465

②後期高齢者医療保険料

◆減免対象・徴収猶予となる方

- ・住家・家財の10分の3以上損害を受けた方

◆対象となる期間

災害後の納期末到来分（平成25年10月末）から平成26年3月分まで（平成25年度分）保険料の全部または一部を減免及び、徴収を猶予します。

【問い合わせ】住民課国保年金係 ☎04992 (2) 1462

③介護保険料

◆減免対象・徴収猶予となる方

- ・住家の半壊以上の被害を受けた方
- ・床上浸水の被害を受けた方
- ・家財の2分の1以上の損害を受けた方

◆対象となる期間

被害の程度により、申請日時点で未到来月分から平成26年3月31日納期分までの（平成25年度分）介護保険料の全部または一部を減免及び、徴収を猶予します。

◆申請に必要なもの：り災証明書・印鑑

【問い合わせ】住民課介護保険料係 ☎04992 (2) 1462

住宅困窮者への支援について

今回の災害により住宅に全壊等の被害を受けた方は、次の支援が受けられます。

①住宅応急修理

半壊（大規模半壊を含む）の住宅被害を受けた方で、応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能となる方に対して、被害状況を確認したうえで限度額52万円までの補助が適用されます。

（※所得制限があります。また、この制度を利用すると応急仮設住宅を利用できません）

※修理をする前に、必ず町役場に連絡し制度を利用するための手続きを行ってください

②応急仮設住宅

全壊等の被害を受けた方で、住宅が必要な方に入居していただく応急仮設住宅を提供する予定です。今後被災された方々のご意向を伺い、具体的な計画をお示しします。

③災害復興住宅融資

災害からの早期復興を支援させていただくため、住宅の建設・購入又は補修について、住宅金融支援機構が最大35年間、固定金利で融資します。

④災害復興住宅資金利子補助

上記③の「災害復興住宅融資」を借り受けて住宅を建設・購入又は補修について、住宅金融支援機構の借入金に対して、東京都の利子補助が受けられます。

■支援を受けるためには、いずれも「り災証明書」等が必要となります。

詳細については、パンフレット等を用意してあります。

【問い合わせ】 地域整備課 ☎04992（2）1487

流失物の保管について

復興作業中に発見された流失物は、町役場住民課にて管理を行っています。

流失物を発見した場合は、住民課までお届けください。また、仕分け作業も順次行っていますので、流失物の確認を希望される方は、住民課までお問い合わせいただくか、野増出張所までお越しください。

●発見した流失物の持ち込み場所
町役場 1F 住民課窓口

●仕分け後の流失物の引き取り場所
野増出張所にて受付後、2階地域センターにおいて受け取りできます。
受付開始 11月9日～
受付時間 午前9時～午後3時
（当分の間、土・日の受付も行います）

【問い合わせ】

住民課 ☎04992（2）1462

水道料金の減免措置について

町では、被災された方の水道料金について、以下のとおり減免措置を行いますのでお知らせします。

1. 被害にあわれた建設物の水道契約者（り災者台帳記載者）

2. 減免する料金・期間
11月検針分の水道料金。
前年同月の使用水量と比較して増加水量分の料金を減免します。

3. 減免の申請手続き
町の「り災台帳」で確認しますので、減免の申請は必要ありません。
減免措置の対象の方には、減免内容について通知します。

【問い合わせ】

地域整備課 ☎04992（2）1487

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

お願い

※ご連絡お待ちしています。

自主避難等で、居住地ではない場所へ、移られた方・・・

連絡先をお教えてください。

- ・何かお困りではないですか？
- ・被災された皆様への様々な支援についてご説明します。

【問い合わせ】

政策推進課災害対策復興係

☎04992 (2) 1444

被災状況 (11月 8日 15:30 現在)

死 者	35人
行方不明	4人

り災証明書の発行についてのお知らせ

◆り災証明書の発行を11月21日(木)から行います。

1. り災証明書とは

災害による住宅の被害については、市町村が被害の程度を認定し、り災証明書を発行します。り災証明書は、皆様からの申請に基づき発行します。り災証明書は各種の支援制度を受けるにあたって、必要な書類です。

2. り災証明書の申請者

被災建物にお住まいの方、被災建物を所有している方、被災建物を管理している方等。代理で申請される場合は、委任状が必要となります

3. り災証明書発行に必要なもの

- ①調査済み証 建物の被害認定調査にお伺いした際に、直接お渡ししたか、家屋に貼っておいたものです。
- ②運転免許証または保険証など、本人確認ができるもの
- ③印鑑 (認め印でも結構です)
- ④り災証明書交付申請書 (本誌に折り込み封入) 必要事項をあらかじめ記入いただき、当日持参ください
- ⑤ (代理で申請される場合は) 委任状

4. 被害があった建物で「調査済み証」が見当たらない場合、

- ①「不在票」が投函されていた場合は、再度調査に伺いますので、不在票に記載されている電話番号に連絡をお願いします。
- ②それ以外の方については、建物被害認定調査事務局（04992-2-0731もしくは0732）まで連絡をお願いします。

5. り災証明書発行ならびに各種支援制度等相談の集中対応期間

多くの方がり災証明書を取りに来られることが予想されますので、集中対応期間を設けます。目安として以下の地区割りで発行しますので、ご協力をお願いします。

なお、同時に、今後の住まいに関することや各種支援制度について相談できる「特別相談窓口」を開設します。こちらについても併せてご利用ください

- 期間：11月21日（木）～27日（水）（土日も発行します）
- 時間：午前8時～午後8時
- 場所：大島町 開発総合センター 1階 大会議室

り災証明書の地区別発行日（地区の指定日にできるだけお越しください）

発行日	居住地区
11月21日（木）	元町神達、泉津
11月22日（金）	家の上、丸塚、大金砂
11月23日（土）	岡田地区、元町3丁目、北の山
11月24日（日）	元町2丁目 大徳より南側
11月25日（月）	元町2丁目 大徳より北側
11月26日（火）	元町1丁目、神田屋敷
11月27日（水）	予備日

なお、集中対応期間以降については、通常の開庁時間に対応いたします

【問い合わせ】

大島町政策推進課災害対策復興係 ☎04992（2）1444

<参考>

住宅の被害認定調査について

被害認定とは…

被害認定とは、地震や風水害等の災害により被災した住宅の「被害の程度（全壊、半壊等）」を認定することを言い、市町村により実施されます。この認定結果に基づき、被災者の方々に「り災証明書」が発行されます。

被害の程度とは…

住宅の被害の程度については、国で基準が定められています。

住宅の屋根、壁等の経済的被害の全体に占める割合（＝損害割合）に基づき、被害の程度を認定します。

今回の災害では、この住家の被害認定による「全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊」の4区分、泥流・土砂等の流入状況による「床上浸水・床下浸水」の2区分のそれぞれで判定を実施しました。

調査の方法は…

被害認定調査については、国で標準的な調査方法が定められています。

具体的には、研修を受けた調査員（市町村の職員等）が、原則として2人以上のグループで、被災された住宅に伺い、住宅の傾斜、屋根、壁等の損傷状況を調査します。

台風26号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ(抜粋)

住宅困窮者への支援について

今回の災害により住宅に全壊等の被害を受けた方は、次の支援が受けられます。

①住宅応急修理

半壊（大規模半壊を含む）の住宅被害を受けた方で、応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能となる方に対して、被害状況を確認したうえで限度額52万円までの補助が適用されます。

（※所得制限があります。また、この制度を利用すると応急仮設住宅を利用できません）

※修理をする前に、必ず町役場に連絡し制度を利用するための手続きを行ってください

②応急仮設住宅

全壊等の被害を受けた方で、住宅が必要な方に入居していただく応急仮設住宅を提供する予定です。今後被災された方々のご意向を伺い、具体的な計画をお示しします。

③災害復興住宅融資

災害からの早期復興を支援させていただくため、住宅の建設・購入又は補修について、住宅金融支援機構が最大35年間、固定金利で融資します。

④災害復興住宅資金利子補助

上記③の「災害復興住宅融資」を借り受けて住宅を建設・購入又は補修について、住宅金融支援機構の借入金に対して、東京都の利子補助が受けられます。

■支援を受けるためには、いずれも「り災証明書」等が必要となります。

詳細については、パンフレット等を用意してあります。

【問い合わせ】 地域整備課 ☎04992（2）1487

台風26号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ(抜粋)

○災害弔慰金の支給

災害弔慰金につきましては、ご遺族に対し、亡くなった方1人当たり250万円を支給します。亡くなった方がご遺族の生計を主として維持していた場合は、500万円を支給します。

【問い合わせ】 福祉けんこう課 ☎04992 (2) 1471

○支援金の支給

災害により住宅に半壊以上の被害を受けた住民の方を対象に支援金を支給します。

【問い合わせ】 福祉けんこう課 ☎04992 (2) 1471

○災害援護資金の貸し付け

災害援護資金につきましては、家財や住居に損害がある場合、最高350万円を貸し付けします。

【問い合わせ】 福祉けんこう課 ☎04992 (2) 1471

○戸籍謄(抄)本、住民票等の証明手数料の免除

被害を受けた方が、保険金や支援金等の支給申請書等に使用するために必要な戸籍謄(抄)本、住民票の写し、印鑑登録証明書等の手数料を免除します。

申請手続きの際には、り災害証明書(コピー可)か本人確認書類が必要です。

【問い合わせ】 住民課 ☎04992 (2) 1462

○医療費について

災害により被害を受けた方で、国民健康保険及び後期高齢者医療保険に加入されている方につきましては、一部負担金の免除制度があります。

【問い合わせ】 住民課 ☎04992 (2) 1462

○後期高齢医療保険料及び介護保険料の減免・猶予

災害により、住家、家財等の被害を受けた方について、被害の程度により、保険料の一部減免、及び徴収を猶予します。

【問い合わせ】 住民課 ☎04992 (2) 1462

○町・都民税、固定資産税及び国民健康保険税の減税

住家に半壊以上の被害を受けた方や、所得が皆無となり生活が著しく困難となった方については、町都民税等の一部を減免します。

【問い合わせ】 住民課 ☎04992 (2) 1462

○流失物の保管について

復興作業中に発見された流失物は、町役場住民課にて管理を行ってます。

●発見した流失物の持ち込み場所
町役場 1F 住民課窓口

●仕分け後の流失物の引き取り場所
野増出張所にて受付後、2階地域センターにおいて受け取りできます。

受付開始 11月9日～

受付時間 午前9時～午後3時

(当分の間、土・日の受付も行います)

【問い合わせ】

住民課 ☎04992 (2) 1462

○災害廃棄物の搬送

台風26号の被害にあわれた方で、廃棄物の処理場までの搬入が困難な方に対して回収申し込みの受け付けを行っております。(搬入費用は町が負担いたします。)

○被災家屋等の解体処理

台風26号の影響により被災された家屋、囲障等の解体撤去及び流入土砂等の除去についての相談を承っております。

【問い合わせ】

地域整備課 ☎04992 (2) 1487

＝ 災害義援金に関するお知らせ ＝

台風26号災害による義援金の配分及び報告にお時間を要したことに對し、深くお詫び申し上げます。この度、台風26号の被災者に対する東京都、日本赤十字社東京都支部及び東京都共同募金会に寄せられた義援金の第1次配分（総額：1億5千7百万円）を大島町災害義援金配分委員会において下記の通りに決定しましたのでお知らせします。該当者につきましては配分に関わる申請手続きをお願いします。

1. 東京都災害義援金第1次配分の対象

- 人的被害・・・死亡者・行方不明者のいる世帯及び災害障害見舞金該当者
- 住家被害・・・全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊（床上浸水、床下浸水）の世帯主

2. 申請方法

被 害	配分対象受取者（申請者）	必要なもの等
人的被害	死亡者行方不明者のいる世帯 ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母の順で、災害弔慰金における支給順位が最も高い方 イ. アに該当する方がいない場合は、死亡者の法定相続人の方（兄弟姉妹等） ウ. ア及びイに該当する方がいない場合は、葬祭を執り行われたご親族の方	(1) 印鑑 ・代理の場合は、本人と申請者の両方 (2) 預金口座通帳の写し ・受取者名義の口座で、金融機関名、取引店名、種目、口座番号、申請者名義（フリガナ）が印字された部分の写し (3) 災害義援金支給申請書（受付記入） (4) 請求書兼口座振込依頼書（受付記入） (5) 台風26号による災害義援金受領に係る同意書 ※同順位の受取者該当の方がいる場合のみ必要となります。 必要な書類がある場合、町役場より連絡します。
	災害障害見舞金該当者	※今後ご案内します。
住家被害	住家の世帯主 ※住家における世帯主の基準は「り災証明」に基づきます。1戸の住宅で住所登録を別にする世帯が複数存在するときは、複数の世帯主に対して義援金を支給します。 ※世帯主がお亡くなりになった場合や行方不明の場合には、「人的被害に対する義援金」と同様の受取者（申請者）となります。	(1) り災証明書 (2) 預金口座通帳の写し ・受取者名義の口座で、金融機関名、取引店名、種目、口座番号、申請者名義（フリガナ）が印字された部分の写し (3) 印鑑 ・代理の場合は、本人と申請者の両方 (4) 身分証明書の写し ・運転免許証、健康保険証等 (5) 災害義援金支給申請書（受付記入） (6) 請求書兼口座振込依頼書（受付記入）

3. 集中受付期間

下記の日程において、集中申請期間を設けます。この期間に申請していただければ、出来るだけ早い振り込みが可能となります。

義援金申請集中受付期間

期間：平成25年12月4日（水）～6日（金）

時間：午前8時30分～午後6時（受付終了）

場所：大島町開発総合センター 1階 大会議室

※集中受付期間に申請された場合、口座への振込は12月16日（月）を予定しております。

※集中期間以外は町役場・福祉けんこう課窓口で受け付けております。

4. 東京都災害義援金第1次配分の対象及び金額

被害	支給対象	第1次配分（単位：円）
人的被害（1人当たり）	死亡者・行方不明者のいる世帯	1,000,000
	災害障害見舞金該当者	800,000
住家被害（1世帯当たり）	全壊	1,000,000
	大規模半壊	800,000
	半壊	500,000
	一部損壊（床上浸水あり）	50,000
	一部損壊（床下浸水あり）	25,000

5. 留意事項

- (1) 代理人による受付は可能ですが、振込先は受取者の名義の口座のみとなります。
- (2) 人的被害と住家被害の両方に該当する場合は、両方の申請が可能です。それぞれの必要書類をそろえて、申請にお越しく下さい。
- (3) 「り災証明」の発行をされていない方は、町役場税務課にてお手続きが可能です。併せて必要書類をお持ち下さい。
- (4) 大島町の公式ホームページ（<http://www.town.oshima.tokyo.jp/>）より、申請書等のダウンロードができます。お手続きの短縮を望まれる場合はこちらをご利用下さい。

【問い合わせ】

福祉けんこう課 ☎04992（2）1471

＝ 土石採取のお願いとお知らせ ＝

このたび東京大学、京都大学、九州大学等の研究者グループにより、「台風26号による伊豆大島で発生した土砂災害の総合研究」が行われることになりました。

これは、文部科学省の補助金を元に、今回の災害の科学調査及び、今後の災害に備え防災技術の提供を目的とするものです。

つきましては、被災地域内での土砂採取を行いたく、お知らせするものです。採取後に残地物はなく、現状復旧します。また、説明会も開催しますので、御理解をお願いします。

【問い合わせ】

政策推進課 ☎04992（2）1444

＝ 12月から災害ボランティアセンターは、土日祝日は休館となります。 ＝

11月25日まで現地の状況確認をしたところ、土砂出し、ガレキ撤去などのニーズは終息傾向にあるため、12月から災害ボランティアセンターにつきましては土曜日・日曜日・祝日は休館とさせていただきますことになりました。（※12月1日(日)より休館）

今後も引き続き平日に活動を行っていきます。

なお、活動内容などについては、当センターの公式サイト、公式Facebookをご覧ください、メール、またはお電話にてお問い合わせください

【問い合わせ】

大島社協・災害ボランティアセンター

☎04992(2)3773

ホームページ <http://oshima.vc/>

＝ 被災自動車の処理 ＝

台風26号により被災し、損壊した自動車及びバイクの処理については、以下のように町が処理を進めていきます。

①一括して町に依頼する場合

地域整備課窓口もしくは電話にて受付します。抹消登録手数料は自己負担となりますが、その他の処分費等については町が負担します。

②自動車修理工場に依頼する場合

自動車修理工場に抹消登録の依頼をしてください。その後、地域整備課に連絡をいただければ現地引取から処分まで町が負担します。

※すでに自動車修理工場と廃車に関する支払いが済んでしまっている方については、地域整備課にご連絡ください。

【問い合わせ】

地域整備課 ☎04992(2)1487

＝ 応急仮設住宅 ＝

全壊等の被害を受けた方で、住宅が必要な方に入居していただく方への応急仮設住宅の提供を予定しており、島内で候補地の選定を進めてきました。

この度、旧大島町立北の山小学校跡グラウンドを第一の候補地として、進めることとなりました。

建設スケジュールなどが決まり次第、今後、具体的な計画を示します。

【問い合わせ】

地域整備課 ☎04992(2)1487

＝ 被災自動車の抹消登録手続き ＝

【手続き】所有者、または代理の方にてお願いします。

【手数料】所有者、または代理の方にてご負担をお願いします。

＝ 課税保留等被災自動車の手続き ＝

○普通自動車

・抹消登録の有無にかかわらず【事故車申立書】を大島支庁総務課税務係まで提出をお願いします。（り災証明書等の添付は必要ありません。誰でも申請が可能です。）

・納付された自動車税につきましては、還付されます（11月～3月分）。なお、来年度以降については課税されません。

○軽自動車

次のいずれかに当てはまる場合、【軽自動車税の課税保留申立書】を町役場税務課課税係まで提出をお願いします。なお、来年度以降については課税されません。

・大破による修理不可能な車輛及び、水没等による引き上げ不可能な車輛

・納税義務者及び、軽自動車の所在が不明

○ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ】

普通自動車に関する問い合わせ

大島支庁総務課税務係

☎04992(2)4411

【問い合わせ】

軽自動車に関する問い合わせ

税務課 ☎04992(2)1465

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

＝『大島町災害復興本部』を設置しました＝

町の復興及び住民生活の再建と安定に関する事業を迅速かつ計画的に遂行するため、大島町災害復興本部を設置しました。

被災状況（11月 8日 15：30 現在）

死 者	35人
行方不明	4人

＝ 応急仮設住宅いよいよ着工＝

1月中の竣工を目指し、現在工事等を行っています。
近隣の住民の方々には大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いします。

＝大島町被災支援事業＝

町では、台風26号災害の被災者支援事業として、下記の事業を実施します。
事業開始のお知らせが遅れましたことをお詫びします。被災者支援を最優先に考えた事務処理に努めてまいります。このため、平成25年10月16日（水）から適用される事業もありますので、各担当課にお問い合わせ願います。

記

1.ご遺族対応費

- ① 島外に住んでいるご遺族（原則の対象は配偶者・親・子、場合によっては兄弟・姉妹等が対象）が来島するために必要な費用（交通費・宿泊料）を補助します。
- ② 対象期間は、平成25年10月16日（水）から平成26年3月31日（月）までを予定しています。
- ③ 今までにかかった費用についても対象とします。（回数や人数に制限があります。）

【問い合わせ】

福祉けんこう課 〇四九九二（二）一四七1

2.災害により入院されている（された）方への支援

- ① 一部負担金（個人が支払う医療費）の免除または補助します。（対象期間は、平成25年10月16日（水）から平成26年1月15日（水）の予定です。）
- ② 退院後、通院が必要な場合は、交通費及び宿泊料を補助します。（対象期間は平成26年3月31日（月）までを予定しています。）
- ③ 上記②に付添が必要な場合も交通費及び宿泊料を補助します。（対象期間は、平成26年3月31日（月）までを予定しています。）

【問い合わせ】

住民課（一部負担金） 〇四九九二（二）一四六2

福祉けんこう課 〇四九九二（二）一四七1

3.災害により入院されている（された）家族の方（配偶者・親・子等）への支援

- ① 常時、入院患者の方の面会などが必要な場合、交通費及び宿泊料を補助します。（対象期間は、平成25年10月16日（水）から平成25年12月15日（日）を予定しています。）
（裏面に続きます）

＝ 大島町被災者支援事業（つづき） ＝

② 災害により入院されている方に大島から見舞い等に行く場合、交通費及び宿泊料を補助します。ただし、回数や人数に制限があります。（対象期間は、平成25年10月16日（水）から平成26年1月15日（水）までを予定しています。）

【問い合わせ】

福祉けんこう課

☎04992（2）1471

4.住家被災者への支援

自宅に住むことが出来なくなった方で応急仮設住宅に入居できるまでの期間については、次のとおり支援します。（原則の対象者は、応急仮設住宅入居予定者です。）

① 町が家賃（上限額あります。）を負担します。

② 電化製品等、生活に必要な物品については、町が購入し、貸与します。

③この支援は平成25年10月16日（水）から適用しますので、個人でアパートなどを借り、家賃を支払っている方は、担当課にお問い合わせ願います。

【問い合わせ】

総務課

☎04992（2）1443

5.その他の支援

(1) 医療センターに入院していた方への支援

医療センター入院中にヘリ搬送により、都内の病院に入院した方の家族（配偶者・親・子等）が大島から見舞いに行った場合等、交通費及び宿泊料を補助します。

対象期間は、平成25年10月20日（日）から平成25年11月8日（金）までです。

(2) 人工透析患者の方及び付添が必要な場合の付添者への支援

医療センターで治療が受けられなかった期間において、島外病院で透析した方に交通費及び宿泊料等を補助します。

対象期間は、平成25年10月20日（日）から平成25年11月8日（金）までです。

【問い合わせ】

福祉けんこう課

☎04992（2）1471

＝ 応急仮設住宅への入居申請受け付けのお知らせ ＝

応急仮設住宅への入居申請の受付を下記のとおり行います。

※これまで特別相談窓口でご相談いただいた方、大島町役場から電話で意向確認をさせていただいた方も、下記の期間に必ず入居申請をお願いします。

記

○対象世帯 平成25年台風第26号に伴う災害により、居住していた住家が全壊・滅失し、居住する家がなく、自己の資力では住家を確保することが困難な世帯
（大島町発行の、「り災証明書」で、原則として全壊の被害状況の方）
※大規模半壊等の場合は、居住していた住家への居住困難性等を踏まえて、入居の可否を決定します。

○申請受付 平成25年12月16日（月）から平成25年12月20日（金）まで
（※この受付期間に申請できない方は、ご連絡ください。）
午前8時30分から午後5時まで
大島町役場地域整備課窓口にて

○入居申請に必要なもの

① 応急仮設住宅 入居申請書（当日、窓口でご記入いただきます）

② り災証明書

※入居の可否、入居時期などについては、決まり次第、大島町役場からお知らせします。

【問い合わせ】

地域整備課

☎04992（2）1487

受付番号

応急仮設住宅 入居申請書
(平成25年 台風第26号による住宅被害)

平成 年 月 日

【申請者】

ふりがな	
氏 名	
現在の居所 (連絡先住所)	避難所、実家、親戚()の家、賃貸住宅、その他()
連絡先 (携帯電話等)	— —

り災時の 住 所	大島町 — —
り災証明書の番号	
り災程度 (○印) ※り災証明書の 被害の程度 と同じものに ○をして ください。	全壊 大規模半壊 その他 その他の方は、住宅・ライフライン(電気・ガス・水道等)・道路の状況等を可能な範囲で下欄に記入してください。
特記事項がある場合は、裏面もお使いいただけます。	

世帯員の中に下記に該当する方がいらっしゃる場合は、優先区分欄に対応する番号を記入してください。

応急仮設住宅ご希望の世帯員のみご記入ください。	ふりがな 氏 名	続 柄	性別 (○印)	生年月日 (満年齢)	優先区分
			本人	男 女	明/大/昭/平 (○印) ・ ・ (歳)
			男 女	明/大/昭/平 (○印) ・ ・ (歳)	
			男 女	明/大/昭/平 (○印) ・ ・ (歳)	
			男 女	明/大/昭/平 (○印) ・ ・ (歳)	
			男 女	明/大/昭/平 (○印) ・ ・ (歳)	
			男 女	明/大/昭/平 (○印) ・ ・ (歳)	
			男 女	明/大/昭/平 (○印) ・ ・ (歳)	
入居希望人数		人			
車の所有 ()台 ※1世帯に1台分の車両保管場所を用意します。入居予定世帯数によっては、入居住宅以外の場所に用意することがあります。					

<優先区分の番号>

乳幼児

1

妊婦

2

障害者

3

難病患者

4

65歳以上の高齢者

5

中学生以下の生徒

・児童

6

※この申込書に記載いただいた被災時の住所、氏名、年齢、生年月日、家族構成(氏名・年齢・生年月日)、優先区分等の個人情報については、東京都、国など、公的機関からの照会があった場合、提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

(切り取ってお使いください)

特記事項

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被災状況（3月 12日 現在）

死 者	36人
行方不明	3人

台風26号大島町土砂災害に係る住民説明会の開催について

平成25年10月16日に発生しました台風26号大島町土砂災害から早くも5カ月が経とうとしております。未だ進まぬ被災現場及び大島町の復興に住民の皆様には多大なご迷惑をおかけしておりますことお詫び申し上げます。

さて、大島町及び東京都では、関係機関の協力のもと、専門家の意見などを参考にしながら、各種検討をまいりました。ようやく復興に向けての進め方がまとまってきました。

つきましては、下記にて住民説明会を開催いたしますので、ご出席の程よろしく申し上げます。

記

1. 名 称 台風26号大島町土砂災害に係る住民説明会
2. 内 容
 - (1) 復興計画の策定に向けての今後の進め方
 - (2) 平成26年度当初予算（復旧・復興関係予算）の概要
 - (3) 伊豆大島土砂災害対策検討委員会の報告について
 - (4) その他
3. 日 時 平成26年4月3日（木） 19：00～
4. 場 所 開発総合センター2階 大集会室

お問い合わせ先
大島町役場政策推進課 災害対策復興係
電話 04992-2-1444
FAX 04992-2-1371

大島町復興町民会議の委員募集について

大島町では、平成25年台風26号大島町土砂災害からの復興を図るための計画の策定に関し、広く町民の提案及び意見を反映していくため、町内各団体代表者、東京都大島支庁、議会代表者、町などから構成される「大島町復興町民会議」を設置することといたしました。

本会議では土砂災害対策や土地の利用計画等のハード事業や、生活再建・住宅再建支援等のソフト事業について、大島町及び大島町復興計画策定委員会に意見・要望をしていきます。

さらに本会議の委員に、町民も加えることとし、下記により公募することとしました。参加を希望される町民の方は、必要事項記入の上、申込書の提出をお願いいたします。

記

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 1. 名 称 | 大島町復興町民会議 |
| 2. 目 的 | 復興計画の策定に関し、広く町民の提案及び意見を反映していくため |
| 3. 任 期 | 平成26年9月末 |
| 4. 回 数 | 全6回程度 |
| 5. 報 酬 | 無報酬 |
| 6. 資 格 | 大島町在住または出身者 |
| 7. 申込期限 | 平成26年3月26日（水）まで |
| 8. 申込場所 | 町役場政策推進課または各出張所 |
| 9. その他 | 申込用紙は右面をお使いください |

※ 第一回会議は4月上旬を予定しております

※ 応募者数または居住地域の偏りなどにより調整させていただく場合があります

お問い合わせ先

大島町役場政策推進課 災害対策復興係

電話 04992-2-1444

FAX 04992-2-1371

大島町復興町民会議 委員申込書

私は、「大島町復興町民会議」の委員として参加申し込みいたします。

平成26年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印) _____

連絡先 _____

— ・ — ・ — 切り取り — ・ — ・ — 切り取り — ・ — ・ —

○ 焼却場へのごみの持込みについて

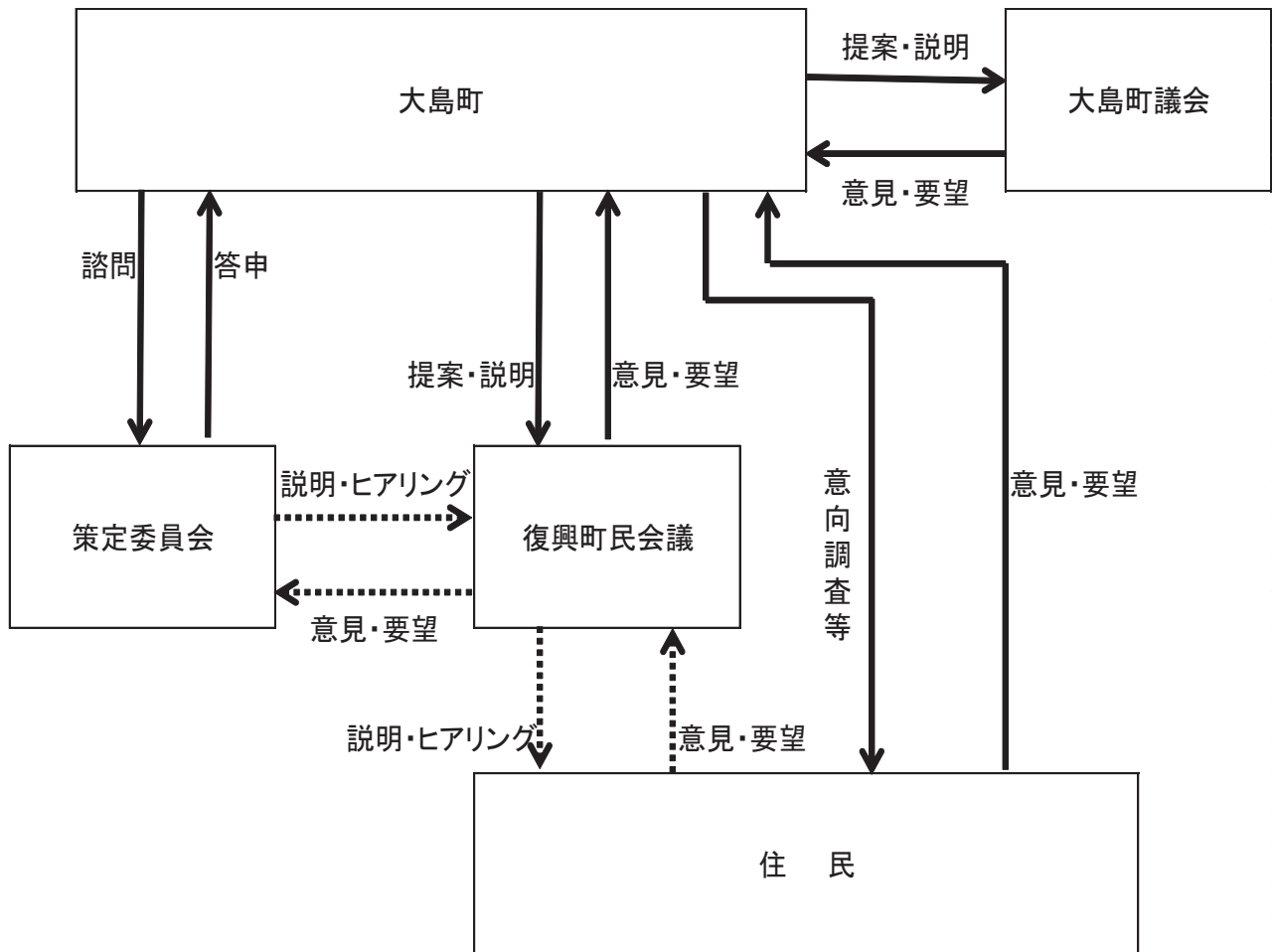
これまで燃やせるごみの持込み先でした「野増清掃工場」ですが、平成26年3月31日
をもちまして、閉鎖となります。

平成26年4月1日からの持込みについては新しい焼却場「千波環境美化センター」へ
お願いいたします。

場所は、粗大ごみ処理場（有京塚金属）への入口で、都道から入ると正面に大きな煙
突がありますので、それを目印にしてください。

地域整備課 生活環境係 ☎2-1487

大島町復興計画(仮称)策定のイメージ



今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被災状況 (6月25日 現在)

死 者	36人
行方不明	3人

大島町復興計画策定へ向けて…

大島町では、台風26号伊豆大島土砂災害からの復旧そして復興への計画をまとめた「大島町復興計画」を平成26年9月末に策定することを目指しています。それに伴い、平成26年2月21日より大島町復興計画策定委員会を設置し、計画案の策定を進めています。

大島町復興計画策定委員会のこれまでの議論内容

- 第1回 (H.26.2.21) 平成25年台風第26号による被害の概要
これまでの応急復旧対策の概要
大島町復興計画の策定について
復興に向けた住民意向調査について
伊豆大島土砂災害対策検討委員会の検討状況
- 第2回 (H.26.3.27) 大島町土砂災害復興基本方針（改訂）（案）について
- 第3回 (H.26.4.25) 伊豆大島土砂災害対策検討委員会の報告について
- 第4回 (H.26.6.4) 大島町復興町民会議の各分科会の検討状況の報告
大島町復興計画骨子（案）について

大島町復興計画策定委員会ってどんな組織？

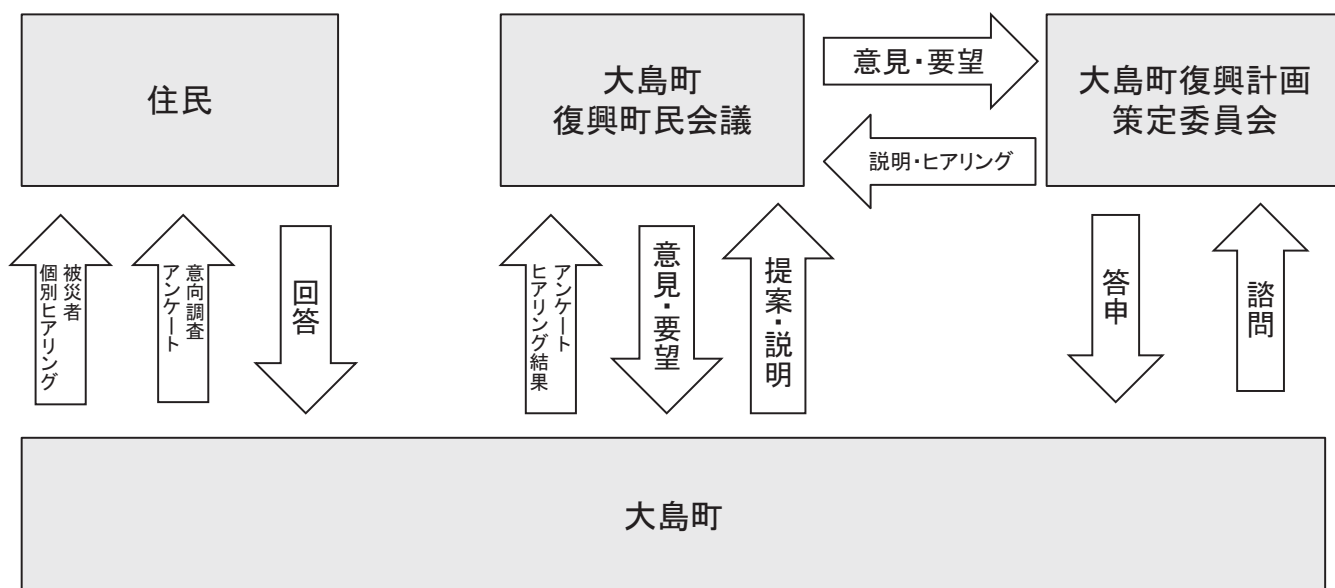
大島町復興計画策定委員会では、専門知識を有する学識経験者と東京都及び大島町関係者が大島の今後の復旧・復興の基本となる大島町復興計画（案）を検討しています。検討するにあたり、住民の意見・要望を大島町復興町民会議と情報を共有し、住民が思い描く復旧・復興を復興計画に可能な限り反映させるよう努めています。

策定委員会の一部の委員も復興町民会議に出席し、ワークショップ形式にて直接住民と意見を交わして策定委員会での参考としています。この未曾有の大災害からの復興に向けて、「大島町土砂災害復興基本方針」を軸に、町民の皆さまとの協働と連携による「安全・安心なまち」「住み続けられる大島」の再生に向けて、大島町復興計画（案）をまとめています。

まとめられた大島町復興計画（案）は大島町に提案され、大島町の決定をもって【大島町復興計画】として策定される予定です。

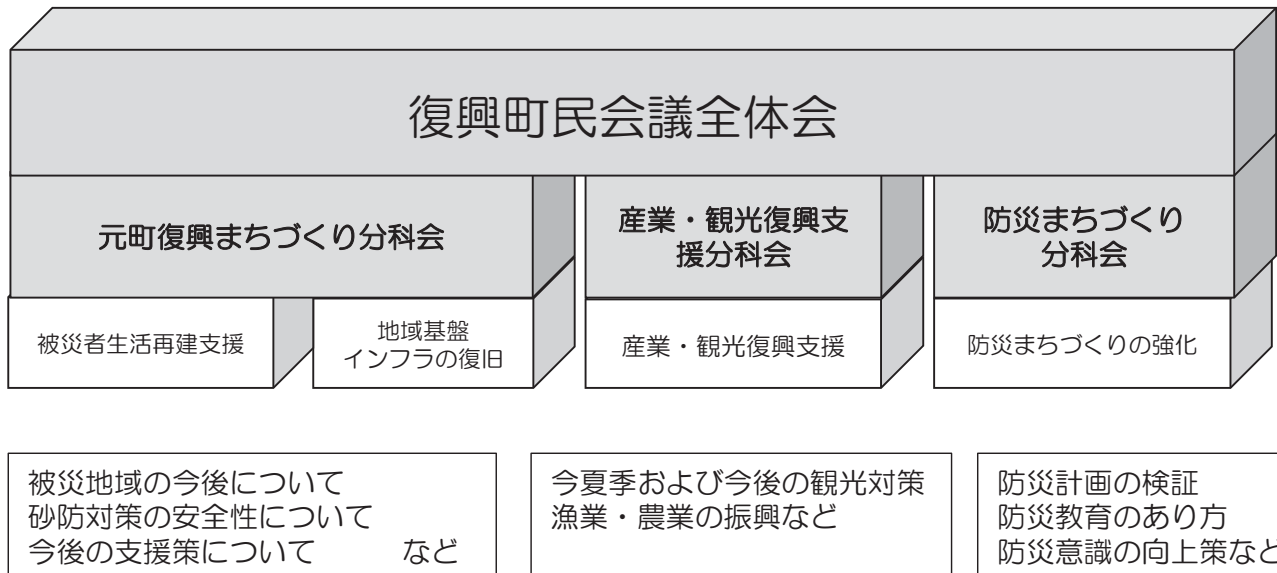
被災者・住民の意見を反映した復興計画をめざして・・・

大島町復興計画策定員会で大島町復興計画（案）を策定するにあたり、被災者・住民の意見を可能な限り反映させるため、大島町では「大島町復興町民会議」を設置しました。参加委員は広報おしま災害臨時号6号（3月12日発行）にて公募し、26名の応募をいただきました。さらに、各種団体、関係機関の代表者に参加を依頼し、行政の各担当も含め50名で議論を進めています。また、会議に参加できない被災者の意見も伺うために4月末より「被災者個別ヒアリング」を行っています。



復興町民会議では何が話されているの？

大島町復興町民会議では、より専門的に議論していただくために大島町復興基本方針の4つの柱に沿って、3つの分科会を設置しました。各分科会で取り扱う内容は以下の通りです。



各分科会のこれまでの議論内容（要約）

元町地区復興まちづくり分科会

元町地区復興まちづくり分科会では、被災者の方の住宅再建・生活再建について議論するとともに、安心して住み続けるための元町地区のまちづくりについて議論を重ねてまいりました。

産業・観光復興支援分科会

産業・観光復興支援分科会では、大島の観光業及び産業等の復興を支援するため、緊急の課題として今夏季の観光対策と短期・中長期の観光対策について議論を重ねています。「島に呼び込む」「島でもてなす」の2つの視点から議論を進め、積極的な広報活動、おもてなし意識の向上、ニーズに合った観光施設の整備等について議論されてきました。また、産業振興のための産業祭の実施や地元食材の地産・地消の促進、移住・定住促進などについても議論されました。またこの夏の観光対策には弘法浜の復旧が重要であるということが議論されてきました。

議論内容は、復興町民会議全体会に報告され、大島町復興計画策定委員会へ提案・要望されます。

防災まちづくり分科会

防災まちづくり分科会では、「防災計画の検証」、「土木施設・ハード対策」、「住民への啓発・情報周知のあり方」及び「防災教育」を柱として、各地区で開催された「避難計画等住民説明会」を踏まえて、町民目線からの議論が行われました。主な内容として、避難所の環境改善や運営方法に対する要望のほか、砂防施設や避難情報に対する意見、住民一人一人の防災に対する意識向上の必要性から避難訓練や子ども・大人への防災教育について議論がされています。さらに、自主防災組織の現状についても議論され、災害の種類によって各地域で安否確認方法・逃げ方などを事前に話し合うことの必要性について確認がされました。



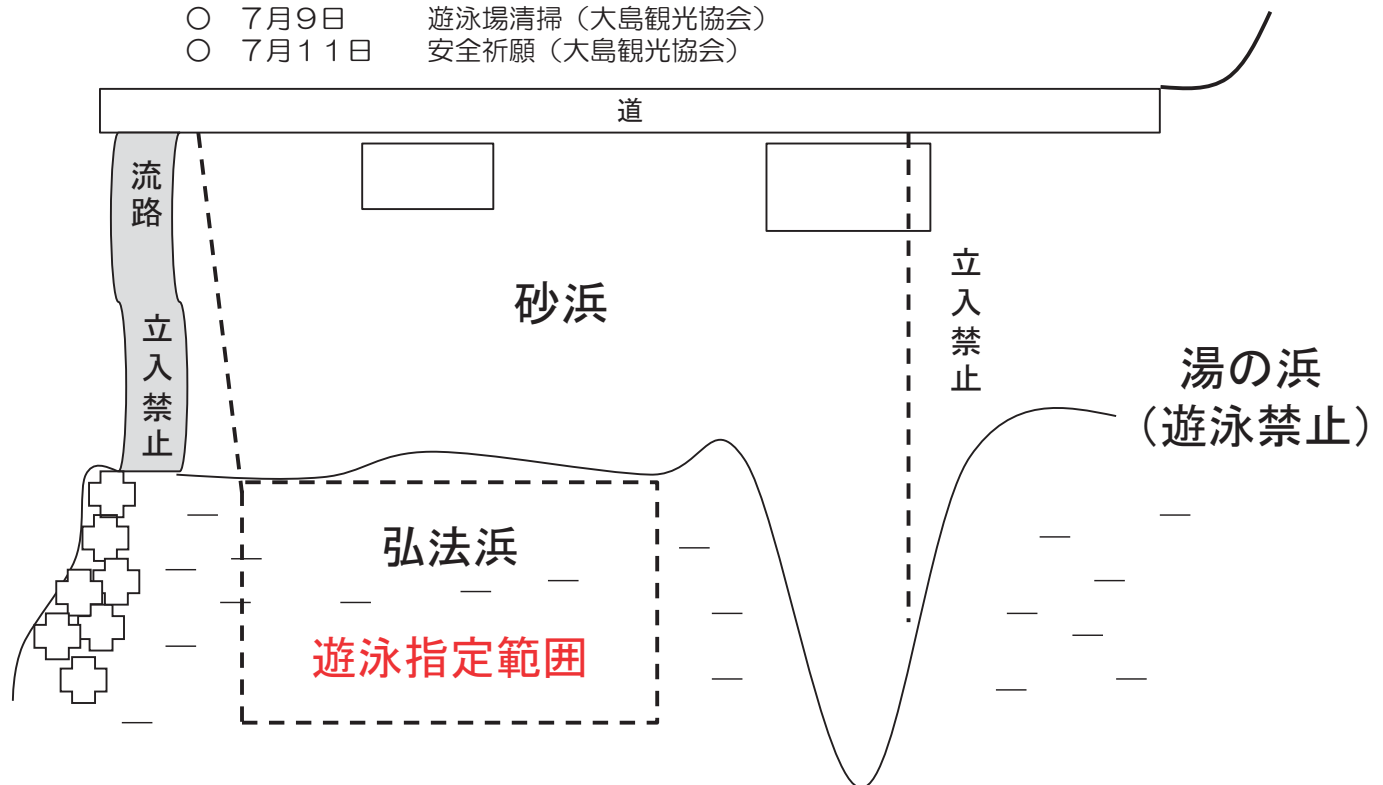
弘法浜遊泳場海開きについて



大島町では、昨年の台風26号で被害を受けた「弘法浜遊泳場」について、砂浜の応急整備、遊泳指定箇所のガレキ等の撤去を終え、今夏は例年より範囲を多少狭めて、下記の期間・範囲において、遊泳場として指定することとしました。
なお、湯の浜については、立入禁止区域を設定し、『遊泳禁止』とします。

遊泳期間 平成26年7月19日（土）～8月17日（日）

- 7月9日 遊泳場清掃（大島観光協会）
- 7月11日 安全祈願（大島観光協会）



大島町の中小企業者に対する金融支援について

大島町の中小企業者に対する金融支援として東京都が実施している災害復旧資金融資（大島台風被害）及び経営支援融資（経営セーフ）については、国の局地激甚災害指定の延長等を受け、引き続き実施されます。

【融資申込受付期間】

災害復旧資金融資 平成27年3月31日まで
経営支援融資（経営セーフ） 平成26年8月14日まで

※上記の期間以降の取扱いについては、国の指定状況によります。

【問合せ先】

大島町観光産業課 04992-2-1446
東京都産業労働局金融部金融課 03-5320-4877

台風26号擁壁等復旧工事費支給について

大島町地域整備課では、台風26号により崩壊し、今後の降雨等により家屋等への二次災害の危険性がある擁壁等の復旧工事を実施します。二次災害を防止し、安全・安心な生活を取り戻す支援をさせていただきます。

対象期間 発災から1年間（早期の対策が目的の為）

負担率 ※個人財産の形成につながることから…
○ 個人負担額は工事費の10%
○ 個人負担の上限は100万円まで（それ以上の場合は町が負担します）
○ 設計費は全額を町が負担します。

※既に工事がお済の方は下記までご相談ください。

【問合せ先】

大島町地域整備課 04992-2-1487

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

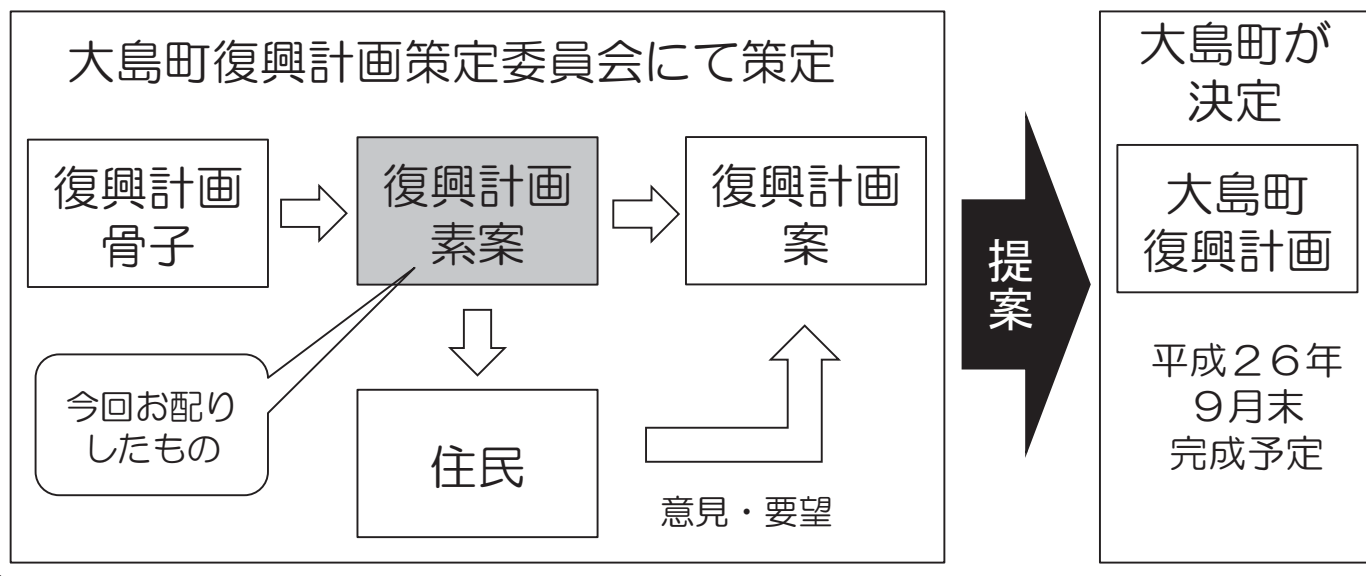
被災状況 (7月25日 現在)

死 者	36人
行方不明	3人

大島町復興計画素案（概略版）を作成しました。

前号にてご紹介した、大島町復興計画策定委員会において平成26年7月10日に第5回大島町復興計画策定委員会が開催され、復興町民会議や各分科会の意見・要望を踏まえ、大島町復興計画素案が策定されました。今号では、その素案の概略版を皆様にお届けします。本編は大島町役場政策推進課及び各出張所窓口にございますので、本編をご覧になれる方はご足労をお掛けしますが、町役場または出張所までお越しく下さい。大島町ホームページでダウンロードすることも可能です。

(http://www.town.oshima.tokyo.jp/fukkou/keikaku_soan.html)



大島町復興計画素案についての住民説明会

大島町では、大島町復興計画素案についての説明会を下記日程にて開催致します。ぜひご参加ください。

記

- | | |
|--------|----------------------|
| 1. 名 称 | 大島町復興計画素案についての住民説明会 |
| 2. 日 時 | 平成26年 8月6日(水) 15:00～ |
| 3. 場 所 | 開発総合センター2階大集会室 |
| 4. 内 容 | 大島町復興計画素案について |

当日参加できない方で、ご意見等がありましたら別紙添付の【大島町復興計画素案への提出意見】用紙に必要事項を記載していただき、大島町役場政策推進課、または各出張所への提出をお願い致します。提出先までお越しになれない場合は以下の連絡先にご連絡ください。担当職員が対応致します。

郵送、FAXまたは電子メールでの提出も受付致します。住所、メールアドレスは別紙記入用紙をご確認ください。

多くの皆様からのご意見をお待ちしております。



大島町復興町民会議事務局
(政策推進課 災害対策復興係)

TEL 04992-2-1444
FAX 04992-2-1371

大島町復興計画素案への提出意見

○ 必須項目

氏 名	
住 所	大島町
電 話 番 号	

○ 提出意見

--

○ 提出先

- ・ 大島町役場政策推進課 （大島町役場2階）、各出張所

〒100-0101 東京都大島町元町一丁目1番14号

town-build@town.oshima.tokyo.jp

○ 提出期限

- ・ 平成26年7月25日（金曜日）から平成26年8月13日（水曜日）【必着】

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被害判定 集計区分	全壊	大規模 半壊	半壊	一部損壊				合計
				床上	床下	浸水 なし	計	
被災住宅 (住家＝主たる居住家)	50	11	16	17	46	14	77	154
被災家屋 (非住家＝別荘倉庫等含む)	87	17	33	非住家については、 区分訳集計なし			109	246
建物被害合計	137	28	49	17	46	14	186	400
被災世帯数	61	12	19	18	55	14	87	179
被災人数	114	23	28	30	100	29	159	324

被災状況（8月25日現在）

死者	36人
行方不明	3人

大島町復興計画に対する ご意見をお待ちしています。



大島町復興計画素案へのたくさんのご意見ありがとうございました。皆様のご意見、ご提案は大島町復興計画の策定等の参考とさせていただきます。皆様から頂いたご意見・ご提案へのご説明及び回答につきましては、大島町役場ホームページ（下記のURLからダウンロードできます。）にて掲載させていただきます。

個別のお問い合わせは下記の担当課までご連絡ください。

さて、9月1日～8日の間、大島町復興計画（案）に対するパブリックコメントを実施致します。皆様からのご意見をお待ちしています。

大島町復興計画（案）も下記のURLからダウンロードできます。

<http://www.town.oshima.tokyo.jp/fukkou/index.html>

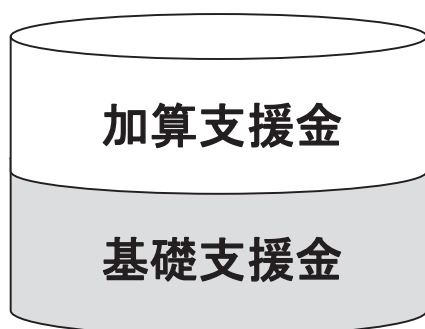
政策推進課災害対策復興係

TEL 04992-2-1444

FAX 04992-2-1371

生活再建支援金制度のおさらい

生活再建支援金（全壊・大規模半壊の場合は国の制度です）



下記の基礎支援金が支給された世帯の生活再建方法により支給。

平成28年11月15日まで

居住する住宅が全壊及び大規模半壊の判定を受けた世帯へ支給。

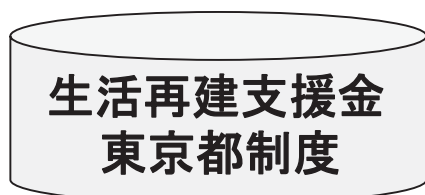
平成26年11月15日まで

基礎支援金は、全壊・大規模半壊の判定を受けた時点で世帯へ支給される支援金です。複数世帯と単数世帯で金額は変わります。加算支援金は、被災後の生活再建の方法により支給金額が変わります。建設・購入する場合、被災した住宅を補修する場合、借家を賃貸する場合の3つの方法により支給される金額が変わります。さらに、賃貸をしてその後、申請期間中に建設・購入する場合はその差額が支給されます。（状況に応じて申請期間の延長も検討します。） 申請がお済でない方は下記担当にご連絡ください。

福祉けんこう課

TEL 2-1471 FAX 2-4300

生活再建支援金（半壊の場合は東京都の制度です）



居住する住宅が半壊した世帯（賃借であった世帯は住宅の損壊により引き続き居住できなくなった世帯のみ対象）

平成27年3月31日まで延長

建設・購入する場合

住宅を補修する場合

借家を※賃借する場合

※東京都制度での賃借とは、

1. 住居の移転に伴う家財等の輸送に係る費用
2. 不動産会社に支払う不動産仲介手数料
3. 借主が貸主に対して支払う礼金等で返還されないもの

のいずれかの再建方法により支給

福祉けんこう課

TEL 2-1471 FAX 2-4300

第 1 回 元町地区復興まちづくり連絡会を開催しました！

大島町では、元町地区の復興まちづくりに係る複数の事業について、それぞれの進捗状況などを町民や被災者、地権者の皆さまにご報告し、情報共有を行う場として『元町地区復興まちづくり連絡会』を設置し、第 1 回連絡会を 2 月 18 日（水）に開催しました。

なお、連絡会で個別に検討が必要なテーマがあるときには、別途、分科会を開催して、皆さまと一緒に検討することといたします。

次回からの連絡会の開催は、広報『おおしま』でお知らせします。ぜひご参加下さい。



▲ 第 1 回復興まちづくり連絡会の様子

元町地区に係る復興事業について

大島町では元町地区の復興に向けて、様々な復旧事業・被災者再建事業などに取り組んでいます。今後も皆さまからのご意見・ご要望などから必要な支援を検討し実施します。

大島町の新規復興事業

台風 26 号土砂災害によって災害を受けた被災者に対し、早期の生活再建の推進を図ることを目的として、事業再建と住宅再建の費用を支援補助する事業を新設しました。

○住宅再建支援補助金

被災者生活再建支援金（加算支援金）に加えて、町の事業として、住宅再建（補修、建設・購入）のために必要な経費を支援します。

【お問合せ先】

土砂災害復興推進室（TEL 2-1470 高橋・川村）

○中小企業再建支援補助

被害を受けた中小企業の事業再建のため必要な施設・設備の購入や修繕等に要する経費を補助します。

【お問合せ先】

観光産業課水産係（TEL 2-1446）

～東京都による土砂災害対策事業等の進捗状況～

東京都では元町地区の安全・安心確保のため、大島町と連携して事業に取り組んでいます。

○土砂災害対策事業

土砂災害対策事業は、現在、H26～28 年度の 3 箇年で実施する短期対策に取り組んでいます。崩壊地の土砂が流出しないようにする『山腹工』および土砂の流れる方向を制御する『導流堤工』について、平成 26 年度は設計を進め、一部で着工しました。

今後は H27 年度から用地取得し順次着工、平成 28 年度の完成を目指します。

○排水整備事業

降雨による道路冠水を防止するための排水整備事業について、平成 26 年度は元町地区の排水能力の現況について都道・町道と一緒に調査し、一部の緊急性の高い箇所で工事を実施しました。平成 27 年度は排水能力が小さい箇所の対応策を検討していきます。

今後は、排水計画の順位付けを行い、町道の対策事業と連携しながら都道の整備を順次実施していくことになります。

元町地区復興まちづくり事業について

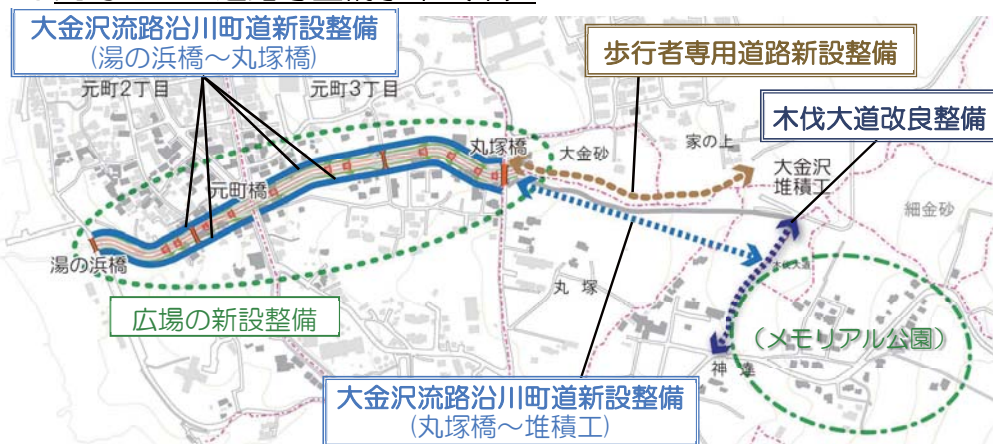
町道新設・改修事業

町道整備は、湯の浜橋～丸塚橋区間と丸塚橋～堆積工区間の2区間からなる『大金沢流路沿川町道新設整備』と既存町道の『木伐大道改良整備』の事業があります。

平成26年度は主に大金沢流路沿いの町道について、地権者とヒアリングを重ねながら設計を進めてきました。流路改修区間の町道整備は、平成27年度から用地取得、平成28年度に下流から東京都が行う流路改修と合わせて着工していくことになります。

また、町道整備と合わせて、隣接する土地の広場整備について、平成27年度から検討を行います。

○元町地区の道路等整備事業（案）



メモリアル公園整備事業

平成26年度は、メモリアル公園として適切な位置と規模を検討し、概ねの公園範囲を設定し、合わせて、公園整備の目的や、整備に向けての基本的な考え方を検討しました。

今後は、被災者などのご意向を尊重しながら、分科会を通じて公園の整備内容などを町民の皆さまと一緒に検討していきます。

○メモリアル公園の基本的な考え方（原案）

【目的】

鎮魂。被災を忘れずに後世に伝えていくこと。

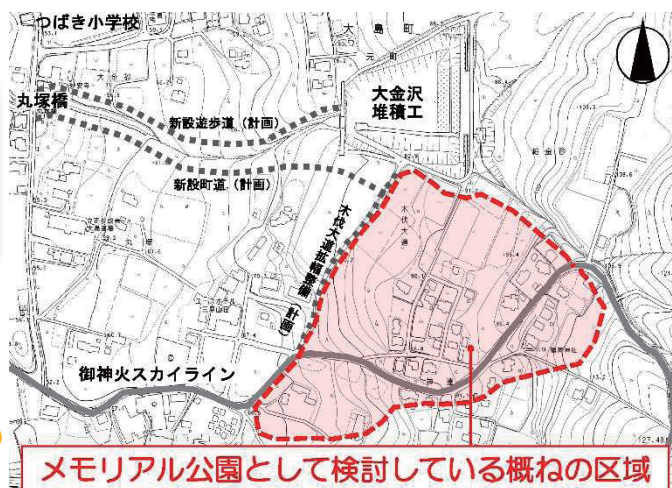
みんなが集まり、思いをはせ、教訓を伝え、
未来につなげる場

【コンセプト】

『心が安らぐ場所』

『大島らしい場所』

『全ての世代が親しめる場所』



※上記の事業は現段階の計画であり、今後の状況により変更することがあります。

皆さまのご意見をお聞かせ下さい！

大島町では、町道整備や公園整備についてのご意見やアイデアを募集しています。

＜提出・お問合せ先＞大島町役場土砂災害復興推進室

TEL：2-1470

FAX：2-1555

E-Mail：fukkou@town.oshima.tokyo.jp

平成 27 年度第 1 回 元町地区復興まちづくり連絡会を開催しました！

6 月 11 日（木）、開発総合センター 2 階大集会室において、第 1 回『元町地区復興まちづくり連絡会』を開催しました。

今年度、土砂災害復興推進室は、復興整備係と用地係を新設し、職員も 10 名体制となりました。被災された方々の生活再建支援や元町地区の復興まちづくり事業を、全力で進めてまいります。



▲第 1 回復興まちづくり連絡会の様子

皆さまと協働のメモリアル公園の検討がスタートします！

第 1 回メモリアル公園検討分科会（ワークショップ）開催について

○日時：平成 27 年 7 月 6 日（月）午後 6 時～

○会場：開発総合センター 会議室



★参加ご希望の方は 7 月 6 日（月）17:00 までに下記にご連絡ください。

また、ご意見、ご要望、公園へのアイデアなど、随時お受けしています。

＜ご連絡先＞大島町土砂災害復興推進室 復興整備係（佐藤・山田）

電話 2-1470 ファックス 2-1555

メールアドレス fukkou@town.oshima.tokyo.jp

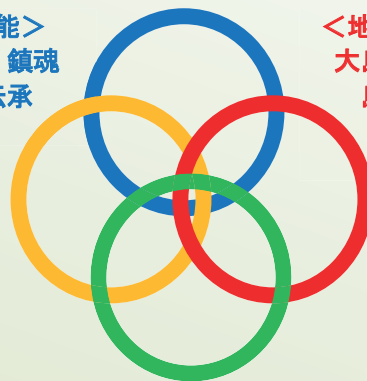
平成 26 年度、大島町は、公園の区域や公園づくりの基本的な考え方などを検討して、公園の基本計画を作成しました。

今年度は、皆さまと一緒に公園を検討する分科会（ワークショップ）を開催します。公園に整備する機能や施設、公園プラン、公園の管理運営などについて、皆さまのご意見・ご要望をいただき、基本設計に反映していきます。

公園を構成する 4 つの基本機能（公園基本計画）

＜防災教育機能＞
犠牲者の追悼・鎮魂
災害教訓の伝承

＜地域振興機能＞
大島らしい魅力
島の活性化



＜レクリエーション機能＞
世代を問わない憩いの場

＜環境・景観形成機能＞
失った緑の回復
美しい自然景観

メモリアル公園を結ぶ道路ネットワークを強化します！

堆積工から丸塚橋の左岸の町道は、災害から生き残った樹木の保存について検討し、かつ見通しを確保できる線形として、幅員4mで整備します。

また、右岸には歩行者用の遊歩道を整備します。

木伐大道改良整備は今年度、詳細設計を行い、一帯の道路ネットワークを強化します。

○丸塚橋から上流の道路ネットワーク



元町地区に係る主な復興事業について

○災害公営住宅建設事業

岡田地区、家の上地区に鉄筋コンクリート造2階建ての復興住宅を建設します。

◆岡田地区（岡田字新開 26）

- ・ 単身用2戸、家族用8戸
- ・ 平成28年1月20日竣工予定

◆家の上地区（元町字家の上 462-2）

- ・ 単身用8戸、家族用6戸
- ・ 平成28年3月24日竣工予定

○大島町観光プール（仮称）建設工事

旧ぱれ・らめーる跡地に観光プールを新設します。

- ・ 平成28年3月20日竣工予定

弘法浜の今夏の取り組み

“子どもプール” 特設！

今年の夏季対策として、旧プール跡地北側に子どもプール（小学生以下、保護者同伴）を設置します。

- ・ 設置期間 **7月18日～8月23日**



～東京都による土砂災害対策事業等の進捗状況～

○土砂災害対策事業

平成28年度までの完成を目指し、短期対策である『山腹工』『導流堤工』の工事を進めます。

○排水整備事業

平成26年度は、元町地区の雨水排水の現況調査と対策検討を行いました。

平成27年度は、大島高校流域の現況調査の実施、各流域の雨水排水計画を立案、整備手法を検討します。また、緊急性や整備効果が高い路線について調査及び詳細設計を行います。

復興へのご意見をお聞かせください！

ニュースレターへのご質問、復興に向けたご意見、ご要望は下記にお寄せください。

《お問合せ先》大島町役場土砂災害復興推進室 （開発総合センター1階 旧研修室）

TEL：2-1470 FAX：2-1555

E-Mail：fukkou@town.oshima.tokyo.jp

復興まちづくりニュースレター vol 3

(2015 年 8 月発行)

第1回 大島町メモリアル公園検討分科会（ワークショップ形式）を開催しました！

平成 25 年台風 26 号により甚大な被害を被った元町神達地区において、復興を祈念するメモリアル公園の整備を進めていきたいと考えています。町民の皆様から公園整備に関するご意見をいただくため、大島町メモリアル公園検討分科会（ワークショップ形式）を開催しました。

幅広い年齢層の方、49 名が集まり、様々な意見が出ました。

まず、これまでの公園の基本計画（右図）について町が説明をしました。

その後、6 つのテーブル（1 班あたり 7 から 8 名で構成）に分かれて「どんな公園がいいか」「公園に欲しいもの」「公園でしたいことなど」公園への思いを話し合いました。そして、各班でまとめた意見の発表を行いました。

いただいたご意見を取りまとめ、第 2 回検討分科会では具体的な公園計画について検討を進めていきます。



公園を構成する 4 つの基本機能 （公園基本計画）

＜防災教育機能＞
犠牲者の追悼・鎮魂、災害教訓の伝承

＜地域振興機能＞
大島らしい魅力、島の活性化

＜環境・景観形成機能＞
失った緑の回復、美しい自然景観

＜レクリエーション機能＞
世代を問わない憩いの場

<復興支援コンサート開催！>

原莊介さんのクラシックギター演奏による、復興支援コンサートを開催します。

○日 時：平成 27 年 8 月 22 日（土）
午後 3 時～午後 4 時 30 分

○出 演：ギター演奏者
原 莊 介

○会 場：大島町総合開発センター
2 階 大集会室

○参加費：無料

どなたでも、お気軽にご参加ください。

■ワークショップとは、全ての参加者が同じ土俵に立ち、誰にでも見える形で意見を交換し、合意形成へ至る一つの手段です。

ふせんや模造紙などを使って多くの意見をわかりやすく展開していくことができます。

■大島町メモリアル公園は、参加者一人ひとりのご意見をいただき、将来的にもみなさまに愛される公園づくりを行いたいと考え、分科会では「ワークショップ」手法を用いることにしました。

当日のご意見

6つの班に分かれた意見交換では様々な意見が出ました。そのうちいくつかの内容を紹介します。

項目	主な意見
災害の記憶 メモリアル	- 被災場所の保存、展示施設、資料館など災害を伝える施設 - 献花台、慰霊碑、モニュメント - 語り部、語り継ぎツアー など
公園のイメージ	- 祈りと復興のシンボル公園 - 花や植物などの自然を楽しめる公園 - 島外から観光客が訪れる公園、みんなが集まる公園 - 子どもから大人まで、特に若者が楽しめる公園 など
みんなが集まる場所 にぎわいの場所	- 野外ステージ、イベント施設 - ビジターセンター、カフェ、売店 など
大島らしい花や樹木	- 大島らしいサクラやツバキの植栽、季節の花 - 森林浴のできる緑、芝生 など
遊びやスポーツ レクリエーション	- 子どもたちが遊べるスペース - 若者に人気のスポーツ施設 - ジョギングコース - 自転車道、散策路 など
その他	- アクセスバスの運行 - 雇用の場の確保、ボランティアの場 など

■ まとめの模造紙と発表の様子



＜各班での意見は模造紙にまとめました＞



＜班ごとに発表し、出された意見を共有しました＞

いただいたご意見は、第2回大島町メモリアル公園検討分科会で検討材料にします。

第2回 大島町メモリアル公園検討分科会 (ワークショップ形式)のお知らせ

日時：8月5日（水）午後6時～

会場：開発総合センター 2階 大集会室

※2回目からの参加も可能です。

《お問い合わせ》大島町土砂災害復興推進室 復興整備係（佐藤・山田）

電話：2-1470 ファックス：2-1555 メールアドレス：fukkou@town.oshima.tokyo.jp

復興まちづくりニュースレター vol 4

(2015年9月発行)

第2回 大島町メモリアル公園検討分科会（ワークショップ形式）を開催しました。

大島町メモリアル公園について、第1回検討分科会（7月9日）の話し合いに加え、町内の小中高校生670人のアンケート結果やメール・ファックス等により町民の皆様からご意見をいただきました。

第2回検討分科会(8月5日)では、これらのご意見を踏まえて作成した、大島町メモリアル公園の計画案に対して約30名の参加者により熱心な議論が行われました。



<公園区域>



<会場の様子>

意見交換の内容

公園計画案について、3班に分かれて意見交換を行いました。主なご意見を紹介します。

項目	主な意見
追悼・鎮魂の場としての公園	- 被災された方はどう思っているだろうか？被災された方の気持ちを大切にしたい。 - 災害をどう伝えていくのが重要。 - 若者が使う公園にすることで、いつまでも災害を忘れない、ここで思い出すことができる。
地域の復興につながる公園	多くの人に来てもらい、島の活性化につながる公園に。
整備の内容について	- 若者が集うスポーツ広場を使いやすい場所に、広く。 - 大島らしい花（ツバキなど）で島の見どころに。 - 駐車場、トイレ、照明、ベンチ、園路を使いやすく。
公園の使いかたについて	- 維持管理にお金がかかるので、いろんな人が協力できる体制を。 - 語り継ぎガイドなどの防災教育、イベントの実施などソフトの仕組みが必要。
公園の名前について	- インターネット等を利用して広く公園名を募集してはどうか。 - この公園については、暗い名前にしたくない。

発表の様子

各班でのご意見は模造紙にまとめ、最後に発表していただき全体で共有しました。



＜意見をまとめた模造紙 B班＞



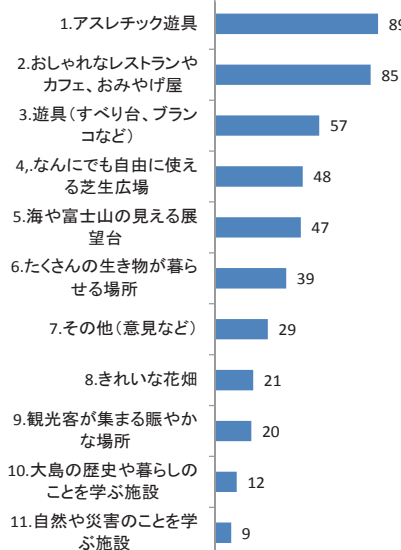
＜各班による話し合い結果の発表＞

大島町の小中学生・高校生アンケート（8校、670人より回答）を実施しました。

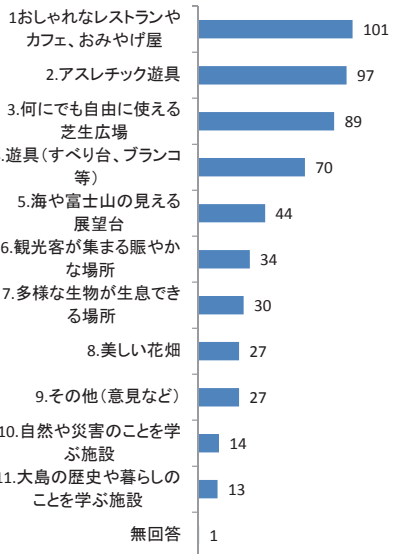
町内の小中学校及び高校にアンケートを配布し、学生のみなさんから公園に対するさまざまなご意見をいただきました。

メモリアル公園にあったらいいもの（複数回答）※

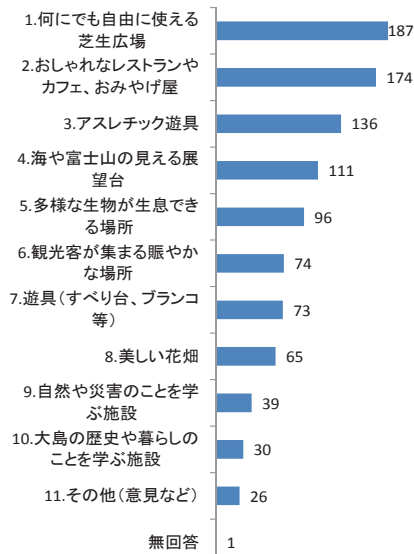
小学生（回答者数 144 名、回答数 456 票）



中学生（回答者数 181 名、回答数 547 票）



高校生（回答者数 345 名、回答数 1012 票）



※アンケート結果一部抜粋

いただいたご意見は、第3回大島町メモリアル公園検討分科会で検討材料にします。

第3回 大島町メモリアル公園検討分科会

（ワークショップ形式）のお知らせ

日時：9月10日（木）午後6時～

会場：開発総合センター 2階 大集会室

※3回目からの参加も可能です。

《お問い合わせ》大島町土砂災害復興推進室 復興整備係（佐藤・山田）

電話：2-1470 ファックス：2-1555 メールアドレス：fukkou@town.oshima.tokyo.jp

第3回 大島町メモリアル公園検討分科会（ワークショップ形式）を開催しました！

第1回（7月）、第2回（8月）に続き、第3回大島町メモリアル公園検討分科会を9月10日に開催しました。

これまでの検討分科会等を踏まえて作成したメモリアル公園の計画案について、「①鎮魂・祈りに関すること」「②多目的広場・遊びの場に関すること」「③交流の場に関すること」「④その他」について意見交換されました。26名の幅広い年齢層の方々の参加があり、公園に必要なモノから管理の仕方まで様々なご意見が出されました。

こうしたご意見等を踏まえ、計画案の修正を行ってまいります。

＜班での意見交換の様子＞



＜意見をまとめた模造紙 B班＞

**大島町メモリアル公園計画案についてのご意見募集**

検討分科会に参加できなかった方等、多くの町民の方から計画案についてのご意見をいただきたいと考えています。

内面の「これまでのメモリアル公園検討分科会でのご意見をまとめた計画案」及び、裏面の「意見交換の内容」をご覧ください。ご意見等がございましたら、下記のお問合せ先までお寄せ下さい。

※第4回で検討する「公園の使い方や管理」のご意見も合わせて募集しております。

第4回 大島町メモリアル公園検討分科会**（ワークショップ形式）のお知らせ**

次回の検討分科会は、11月を予定しています。日程等の詳細が決まり次第、広報「おおしま」やホームページにてお知らせします。

第4回目では、「計画案の確認」及び、「公園の使い方や管理の検討」をいたします。はじめて参加される方も歓迎しております。

《お問い合わせ》大島町土砂災害復興推進室 復興整備係（佐藤・山田）

電話：2-1470 ファックス：2-1555 メールアドレス：fukkou@town.oshima.tokyo.jp

これまでのメモリアル公園検討分科会でのご意見をまとめた計画

第1回、第2回の検討分科会でいただいたご意見を参考に、計画案を作成しました。
この計画案をもとに、第3回検討分科会では各エリアの検討を行いました。

多目的広場・子どもの遊びエリア

◆考えかた

- ・ 町民の方が気軽に集まったり、楽しんだりできる場所にします。これにより災害のことをいつまでも忘れずに、伝えていくきっかけにします。

◆施設内容

- ・ 多目的広場
- ・ トイレ
- ・ 駐車場
- ・ 複合遊具

森の遊びエリア・斜面遊びエリア

◆考えかた

- ・ 森や斜面地を利用して、子どもたちが楽しく遊べる場所にします。
- ・ 子どもを遊ばせに大人も公園に来て、災害のことを思い出すきっかけにします。

◆施設内容

- ・ 複合遊具／大型すべり台／森のアスレチック

ジョギングコース

◆考えかた

- ・ スポーツや健康づくりのために気軽に公園を利用できる場所にします。

◆施設内容

- ・ ジョギングコース／健康器具



みどりの観覧席・交流広場

◆考えかた

- ・ 御神火スカイラインからの来園者を迎える公園のおもてなし空間となります。
- ・ イベントが行えるスペースを確保し、にぎわいのある交流の場とします。

◆施設内容

- ・ みどりの観覧席（斜面地を活かした観覧席）
- ・ 交流広場（テントの設置スペース、野外ステージとして利用できるスペース）
- ・ 駐車場

花とみどりの散策エリア・花のテラス

◆考えかた

- ・ みどりの観覧席や交流広場のにぎわいのエッセンスをみどりの豊かな景観を形成し、ゆっくりとにします。

◆施設内容

- ・ 花のテラス
- ・ 花壇
- ・ 散策路
- ・ 花とみどりの散策エリア
- ・ 大島らしい森
- ・ サクラの広場

広場・遊びの場



メモリアルプロムナード・中央広場

- ◆考えかた
 - ・美しいプロムナードを整備し、訪れた方に災害について伝える場とします。
 - ・公園管理棟からつづく公園の中心的施設です。
- ◆施設内容
 - ・メモリアルプロムナード（並木道、主園路）
 - ・解説板（災害前の様子、災害の概要、復興の経緯、防災施設について等）
 - ・休憩施設
 - ・ベンチ

伝承の路

- ◆考えかた
 - ・追悼の意も込めた野の花等が見られる“路”とします。
- ◆施設内容
 - ・花壇
 - ・散策路
 - ・モニュメント

祈りの広場

- ◆考えかた
 - ・公園全体を見渡せる場所を、災害によって犠牲になった方を追悼し思いをはせる場所にします。
- ◆施設内容
 - ・祈りの広場
 - ・献花台等
 - ・亡くなった方の慰霊碑
 - ・休憩施設
 - ・駐車場

樹林の路

- ◆考えかた
 - ・祈りの広場、伝承の路を背景として、大島の豊かな自然を感じながら静かに散策できる場所とします。
- ◆施設内容
 - ・樹林地
 - ・駐車場

ス・サクラ広場

リアの周辺に、花や散策を楽しめる場所



意見交換の内容

第3回検討分科会の主なご意見をご紹介します。

	項目	主なご意見
鎮魂・祈りの場	祈りの広場	・慰霊祭等ができるよう、もう少し広くして欲しい ・献花台や慰霊碑が欲しい ・慰霊祭等のイベントを行っている際、急な雨をしのげる場所が欲しい ・モニュメントはデザインを公募して、大島らしい公園のシンボルにしたい ・モニュメントは大きすぎないものがよい ・見晴らしが良い場所で海を見ながら祈る場にしたい ・物が少ないシンプルな場所にしたい
	伝承の路	・被災者の方の気持ちを中心に考えて、被災したことを忘れないための「しるし」（慰霊碑等）を検討して欲しい
	メモリアルプロムナード	・解説板等を設置して欲しい ・祈りの広場との役割分担を考えるべき ・プロムナードが広場を分断している
	樹林の路	・ツバキやオオシマザクラ等大島らしい植栽がよい
多目的広場・遊びの場	多目的広場	・スケートボードやボルダリングができる施設が欲しい ・多目的広場から祈りの広場への見通しをよくして、モニュメントが見えるようにして欲しい
	遊びのエリア	・島内の子どもだけでなく、島外の子どもの大人も高齢者もいっしょに楽しめる場所にして欲しい ・遊んでいる子どもを、大人が見守るベンチ等も欲しい ・斜面を利用した遊びや長いすべり台等、話題になるような楽しい遊具がよい
	ジョギングコース	・街からの健康エクササイズコース、献花台往復コース等徒歩で楽しく公園に来る仕掛けがあるとよい
交流の場	サクラ広場	・大島には意外とお花見ができる場所がないので、広場を広くしてお花見ができる場所にしたい ・オオシマザクラ以外にも開花時期が異なるいろいろな品種のサクラを植えて長くお花見を楽しみたい ・サクラは花の時期が短く管理が大変なので、ツバキ等の植栽もしてはどうか
	交流広場	・イベントのできる施設整備が必要（屋根付きステージ、テント、水道、コンセント、太陽光発電、舗装した広場等）
その他	維持管理	・公園が完成した後、きれいに管理できるかが心配 ・草花や芝生が多いと管理が大変 ・樹木や舗装等手間のかからない工夫が必要 ・芝生を減らし管理費を削減したい
	みんなでつくり続ける	・慰霊の小さなモニュメントを毎年増やしていったらどうか ・植樹イベントを開催し、みんなで植樹を続けながら公園を完成させていく ・花づくり等みんなが集まる機会があるとよい ・少しずつ遊具を増やしていったら公園をつくっていくのもよい ・みんなでターザンロープやツリーハウス等の遊具を作りたい ・スケボーパークは小さな規模から、少しずつ広げていってもよい
	みんなが集まる公園にする	・常に公園に人がいて集まれる場所があるとよい ・気軽に立ち寄れるカフェ、観光案内、飲食等のサービスが必要 ・繁忙期だけでも、移動販売車等で飲食店の営業をしてはどうか ・経営者の募集や日替わりのお店番等運営面の工夫で飲食店を実現できないか

※今回は、公園区域外についても話し合いの場を設け意見交換しました。

大島町メモリアル公園について、皆さんからの意見を取りまとめました

第4回大島町メモリアル公園検討分科会を、平成27年12月2日（水）に開催しました。計画案について理解してもらうことを目的として、これまでのご意見を踏まえた資料を説明し、皆さんからの質問に大島町が答えました。主に、被災者への配慮、公園周辺との調和、公園維持管理等の質問がありました。

メモリアル公園の計画案については、この検討分科会において一定の成果を挙げることができたと考えています。公園の計画案を分かりやすく図にしたものを裏面に掲載しています。

なお、大島町メモリアル公園検討分科会は第4回をもって最後となります。今後はこの計画案を基に、公園を具体的な形にする作業を進めてまいります。



＜質疑応答で大島町が回答＞



＜計画案について模型で説明＞

【検討してきたこと】

開催回	開催日	内 容
第1回	平成27年 7月 9日	どんな公園にしたいか
第2回	平成27年 8月 5日	公園の計画案に対する要望
第3回	平成27年 9月10日	各エリアに必要な施設や機能について
第4回	平成27年12月 2日	公園の計画案について確認

 大島町メモリアル公園についてのお問合せ

メモリアル公園に関するご質問がありましたら、下記までご連絡下さい。

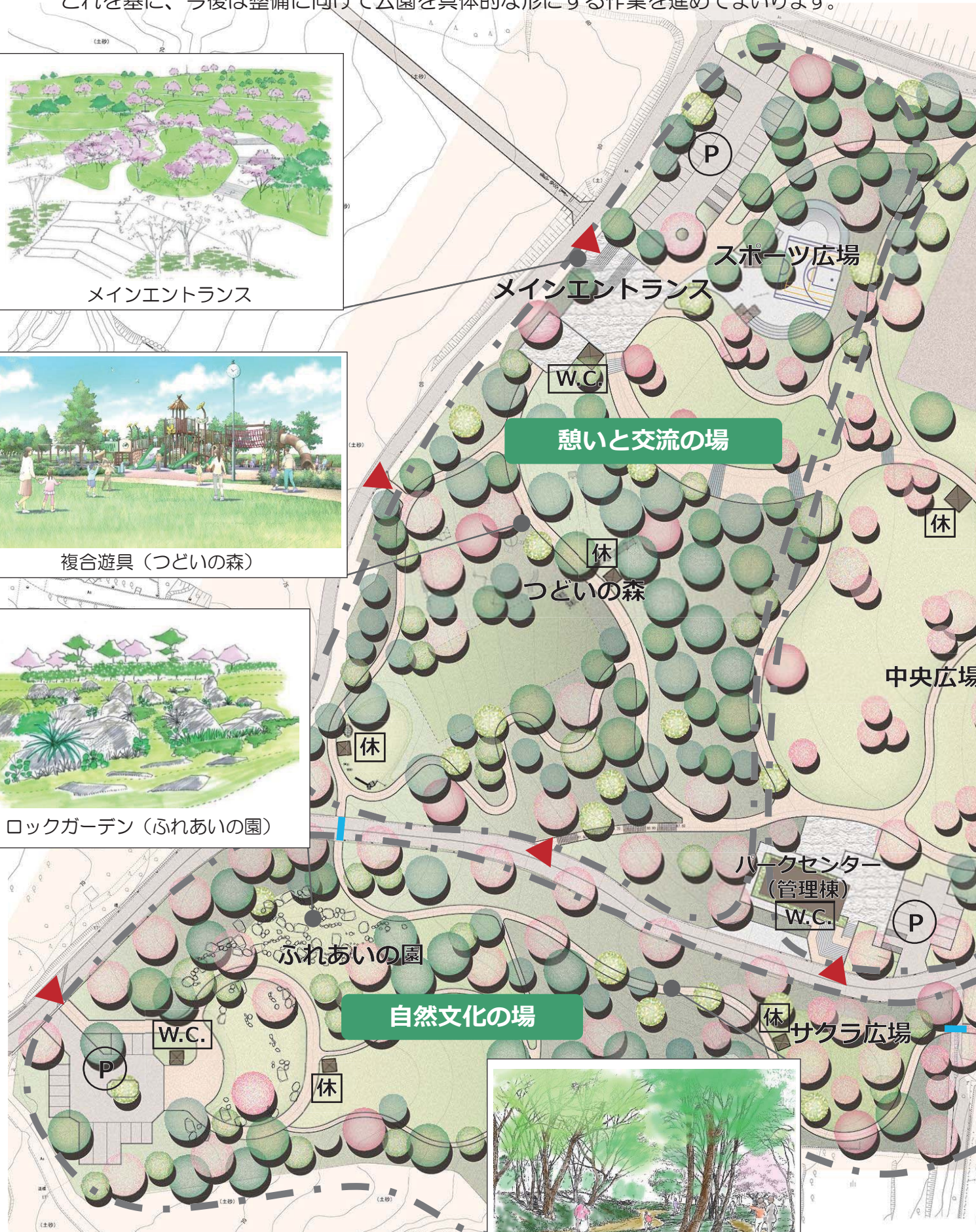
大島町土砂災害復興推進室 復興整備係（佐藤・山田）

電話：2-1470 ファックス：2-1555 メールアドレス：fukkou@town.oshima.tokyo.jp

大島町メモリアル公園計画平面図（案）

第4回検討分科会で提示した案です。

これを基に、今後は整備に向けて公園を具体的な形にする作業を進めてまいります。





第4回検討分科会で話し合われた内容

公園の基本機能	項目	主な内容
防災教育機能	公園のイメージ	・被災された方が公園で元気になるような何かシンボリックなものがあるとよい。
	遺構の扱い方	・災害から残った木の活用、被災した家跡等の表現を工夫してほしい。
	災害の伝え方	・写真や動画を使った展示をしてほしい。例えば、パークセンター内を使ってはどうか。 ・解説板などで災害時の様子を伝えてほしい。
	防災・自然学習	・自然や災害を学ぶ場、子どもたちが育つ場になるとよい。 ・砂防施設は教育効果があると思うので活用して欲しい。 ・島外からの観光客がキャンプ（宿泊）利用できるとよい。
地域振興機能	にぎわいづくり	・観光資源になるような催しや若い人が公園に集まるにぎわい空間づくりが必要ではないか。
環境・景観形成機能	隣接地との関係	・導流堤、堆積工は公園に隣接する施設としてふさわしいように統一感を持たせ、公園との調和を図ってほしい。 ・公園の祈りの広場に大金沢堆積工が隣接していることは、この土地の特性を表しているの、残して見せていくとよい。
	島の植物	・島の固有種を使ってはどうか。
	花と緑づくり	・学校で花を育てて公園に植える、みんなで植樹する等、住民参加の取組みを行ってはどうか。 ・観光客に来てもらえるように花の見どころをつくってはどうか。
レクリエーション機能	広場面積	・スポーツ広場をもっと広くしてほしい。
その他	園内動線	・利用者が利用しやすい園路にしてほしい。
	住民参加	・ボランティア（清掃活動など）を行ってはどうか。 ・使う人が日常的なメンテナンスを行っていくルールづくりが必要である（スポーツ広場の清掃、片づけ等）。
	意見交換	・検討会を継続して実施してほしい。

たくさんのご意見の中から主要なものを抜粋しました。

- 【対応】
- ・ご意見は可能な範囲で反映させていただきます。
 - ・これまでの議論を踏まえた計画について、報告会を4月頃に予定します。

【公園を構成する4つの基本機能】

- ＜防災教育機能＞ 犠牲者への追悼・鎮魂の場となるとともに、災害の教訓を後世に伝えていく公園
- ＜地域振興機能＞ 大島らしい魅力を活かし、島の活性化に寄与する公園
- ＜環境・景観形成機能＞ 失った緑を回復し、大島の美しい自然景観が感じられる公園
- ＜レクリエーション機能＞ 世代を問わず多くの市民の憩いの場となり親しめる公園

平成 25 年伊豆大島土砂災害 復旧・復興状況住民説明会を開催しました！

3月30日(水)、開発総合センター2階大集会室において、『平成 25 年伊豆大島土砂災害 復旧・復興状況住民説明会』を開催しました。

復興計画を策定してからの取組について、町長からご説明するとともに、大島支庁から、東京都が行っている大金沢土砂災害対策事業の進捗について報告がありました。



▲説明会の様子

《町長の言葉》(抜粋)

あの土砂災害から2年5ヶ月が経過しました。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

復興のスピードアップにより、一日も早い被災者の方の生活再建と安全な暮らしを創りたいと思っています。

平成27年度は「島の皆がこれからの将来にわたって、食べていける仕事創り」の一助になる、被災したエリアの土地利用も検討しました。

平成28年度を大島創生元年と位置づけ、町民の皆様と行政、関係機関が一丸となって復旧・復興の推進に取り組みます。ご協力をお願い致します。

復旧・復興事業全体の進捗

《復興の柱ごとの主要事業》

●復興の柱1 被災者生活再建支援

- ・大島町住宅再建支援補助金
- ・災害公営住宅の建設
- ・被災者生活支援連絡会による心身の見守り

●復興の柱2

地域基盤・インフラの復旧

- ・災害廃棄物処理
- ・御神火スカイライン等道路復旧事業
- ・町道の雨水排水整備

●復興の柱3 産業・観光復興支援

- ・大島町中小企業再建支援補助
- ・大島町観光プール(仮称)整備事業
- ・アジア自転車競技選手権日本大会の開催

●復興の柱4

防災まちづくりの強化

- ・第三者調査委員会の設置
- ・避難計画の策定
- ・避難所施設の整備

復興計画策定からの取組みの概要

《平成26年度の取組み》

「被災者生活再建支援策の強化と、復興事業の実施に向けた準備」

- 平成26年9月「大島町復興計画」策定
- 復興計画前期(平成26~28年度)の目標
『被災者の意向を尊重し、被災者の状況に応じた生活再建のめどが立つこと』

《平成27年度の取組み》

「被災者生活再建支援の推進と、発展的復興に向けた検討」

- 平成27年度の目標
『復興のスピードアップ』

元町地区復興まちづくり計画と丸塚・神達エリアの土地利用

○大金沢流域隣接等町道整備

- ・平成 27 年度 用地取得に着手
- ・平成 28 年度以降、大金沢流路改修にあわせて順次着工

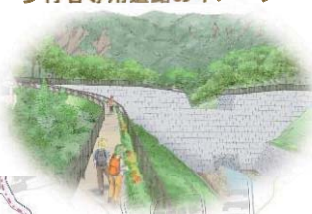
町道整備イメージ



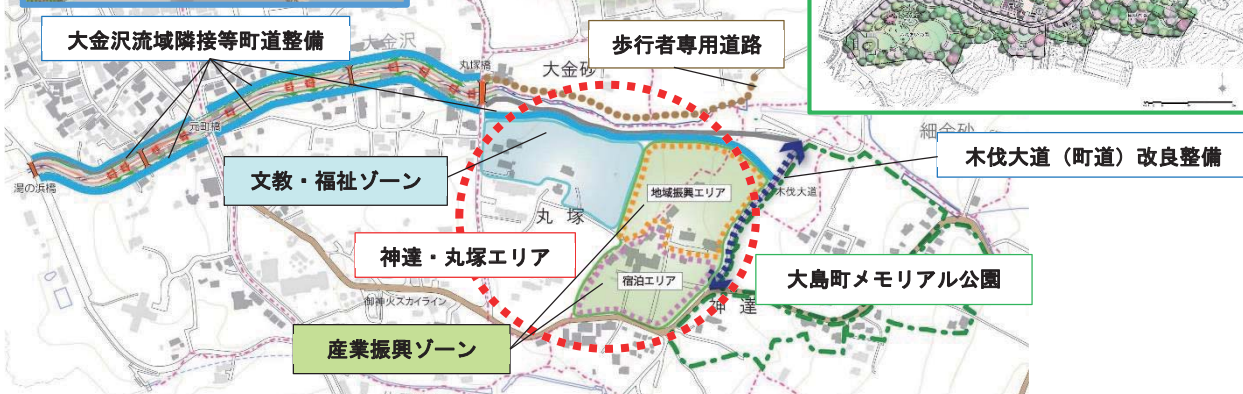
○メモリアル公園整備事業

- ・平成 27 年度 基本設計、都市計画決定
- ・平成 28 年度 事業認可取得、実施設計、用地取得
- ・平成 29 年度 用地取得・整備工事
- ・平成 33 年度 開園予定

歩行者専用道路のイメージ



メモリアル公園基本計画平面図



○神達・丸塚エリアの土地利用の方向性

★「大島再生」事業として整備基本計画を策定予定

《文教・福祉ゾーン》

子どももお年寄りも安心して暮らせる生活環境の場所

《産業振興ゾーン》

観光を中心とした地域振興の拠点

○文教・福祉ゾーンの検討施設

- ・町立図書館、元町保育園、生涯学習、交流・ふれあいの場 等

○産業振興ゾーンの検討施設

- ・観光・産業振興施設 等
- ・民間企業の誘致も含めて検討

～東京都の土砂災害対策事業の進捗～

○大金沢左支川の短期対策工事（山腹工左支川、中流導流堤、下流導流堤）が進んでいます！

○大金沢流路の改修工事は平成 28 年度から着手します！

松原橋、元町橋、大金砂橋、丸塚橋もそれとともなって架替えを行います。

《第三者調査委員会の報告を受けて》

伊豆大島土砂災害の発災前後の対応について教訓を導き出すために設置した第三者調査委員会からは、発災当日の対応や事前対策等について大島町に提言をいただきました。

大島町はいただいた提言を真摯に受け止め、発災前後の体制整備や避難体制等について検討し防災対策に反映していきます。

●復興へのご意見をお聞かせください！

ニュースレターへのご質問、復興に向けたご意見、ご要望は下記にお寄せください。

《お問合せ先》大島町役場土砂災害復興推進室（開発総合センター 1 階 旧研修室）

TEL：2-1470

FAX：2-1555

E-Mail：fukkou@town.oshima.tokyo.jp

復興まちづくりニュースレター

vol 8

(2016年6月発行)

大島町メモリアル公園基本設計報告会を行いました

平成28年5月10日（火）に、大島町メモリアル公園基本設計の内容報告と今後の実施設計に向けた公園整備の基本方針を確認するための報告会を行いました。

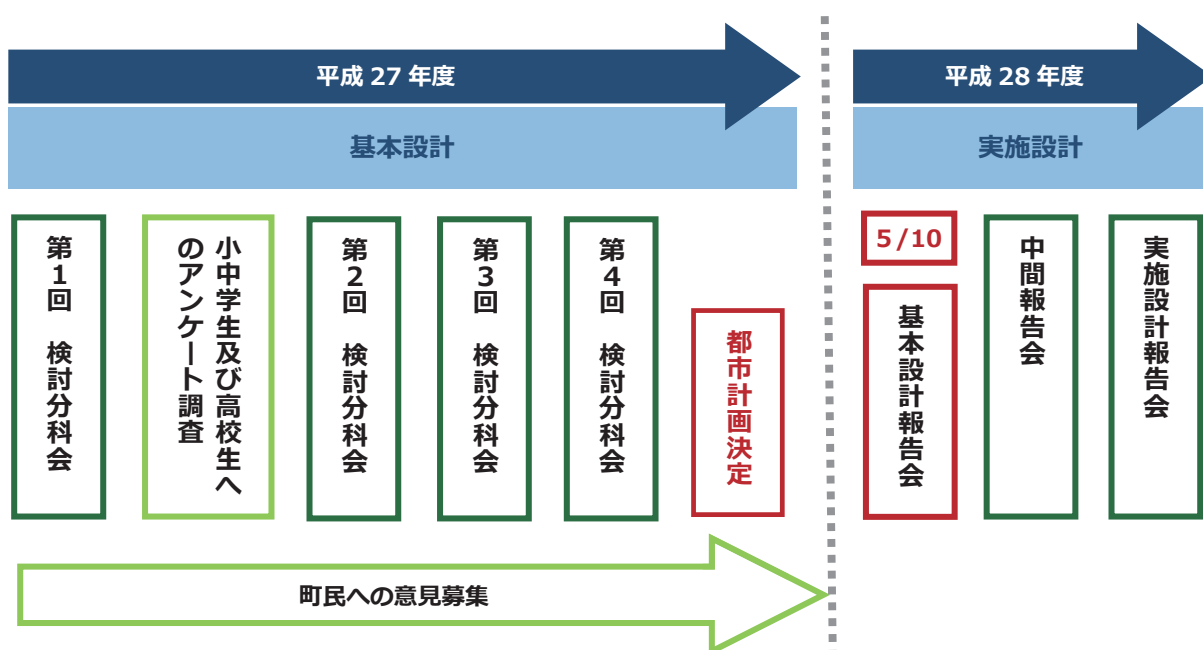
報告会では、幅広い年齢層の方々の参加のもと、公園を構成する4つの基本機能や公園へ設置する施設等、基本設計の概要について説明しました。



■これまでの経緯と今後の予定

実施設計では基本設計に基づき、施設や園路等の安全性、機能性、市場性、施工性、デザイン性といった面からの詳細な検討を行い、工事に必要な設計図等の作成を行います。詳細な検討内容については、実施設計の中間と最後に報告会を開催する予定です。

また、平成29年度から平成32年度を工事の期間として予定しており、平成33年度の開園を目指します。



大島町メモリアル公園についてのお問合せ先

公園に関するご質問などがありましたら、下記までお問合せ下さい。

大島町土砂災害復興推進室 復興整備係（佐藤・山田）

電話：2-1470 ファックス：2-1555 メールアドレス：fukkou@town.oshima.tokyo.jp

■ 基本設計鳥瞰図

基本設計平面図をもとに作成した公園のイメージ図です。

至 三原山山頂





■公園整備の基本方針

1. 鎮魂・祈りの場、災害を伝え続ける場づくり

- ・ 災害を記録にとどめ、犠牲者に思いを馳せ追悼する場をつくりまします。また、防災教育にも役立てるようにします。
- ・ 被災された方の気持ちを大切に施設配置とします。

2. 大島らしい景観づくり

- ・ メモリアル公園にふさわしい落ち着きを感じさせる景観をつくりまします。
- ・ 大島らしい景観づくりのため、要所にはツバキやオオシマザクラ等の植物や特徴ある火山岩などを用います。

3. みんなが集い、憩える場づくり

- ・ 世代を問わず、多くの町民や観光客が集い、憩える広場や施設を整備します。

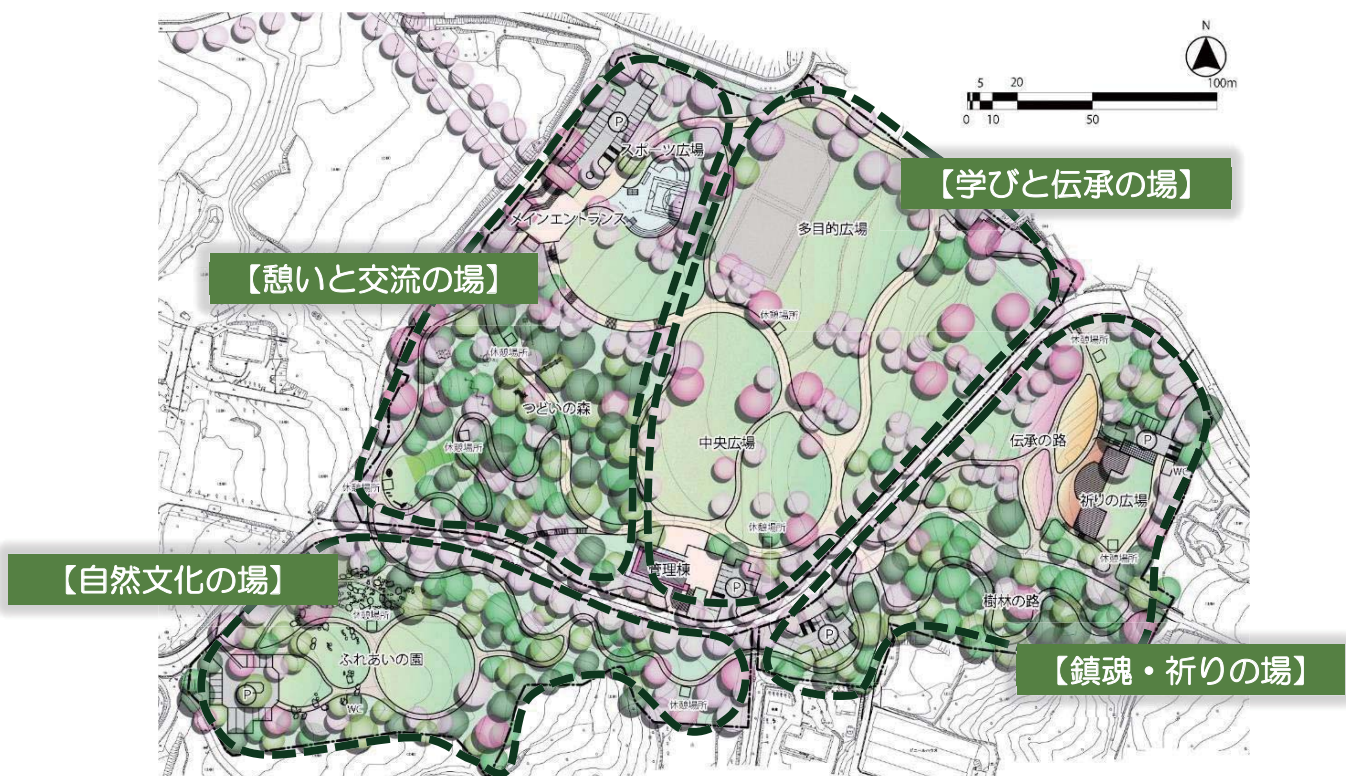
■公園の基本的な考え方

【憩いと交流の場】

憩いと交流の場は、町民が公園に気軽に集まったり、楽しんだりできる場所とし、災害のことをいつまでも忘れずに伝えていくきっかけづくりを行う場所とします。

【学びと伝承の場】

学びと伝承の場は、家屋跡地などに配慮し、被災前の土地の記憶を継承することで災害の記憶を伝える場とするとともに、導流堤や大金沢本川堆積工などの防災施設を学ぶことができる場所とします。



【自然文化の場】

自然文化の場は、大島特有の火山岩や植物などを使用し、大島らしい空間づくりを行い、土地の自然や文化にふれあうことができる場所とします。

【鎮魂・祈りの場】

鎮魂・祈りの場は、公園全体を見渡すことができ、眺望にすぐれた場所であることから、犠牲者を追悼し、思いをはせる場所とします。

※各ゾーンには、休憩場所（あずまや）、トイレ、駐車場などを設置します。

実施設計の中間報告会を行いました

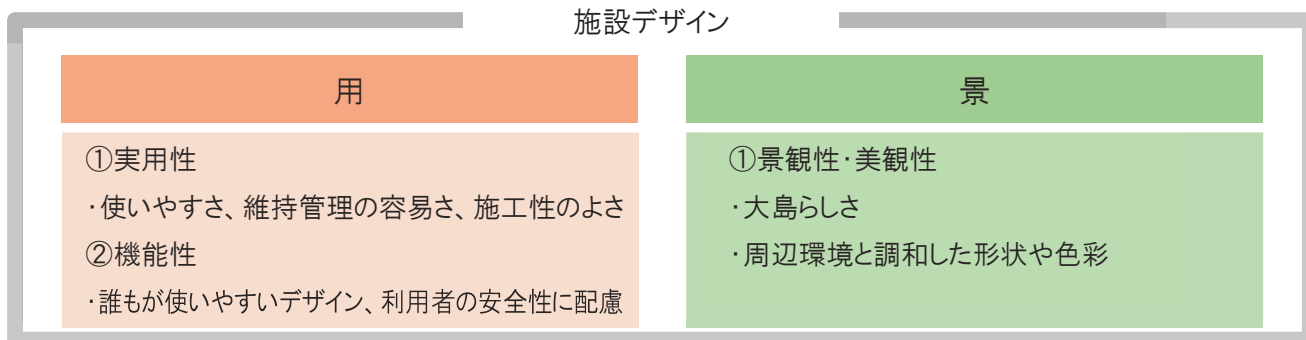
大島町メモリアル公園実施設計の中間報告会を平成 28 年 10 月 26 日（水）に行いました。中間報告会では、公園を構成する施設のデザインの考え方や植栽による空間の構成等、実施設計の内容について報告を行いました。

実施設計の検討事項

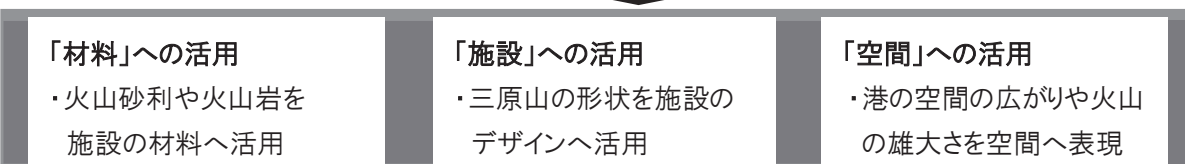


施設デザインの考え方

【施設デザインに欠かせない要素は「用」と「景」】



【大島らしさを表す資源とその活用】



慰霊碑

【基本的な考え方とデザイン展開】

犠牲者への追悼と災害の記憶をとどめ、後世へ伝えるもの

石碑型

エコパーク水俣親水緑地
(熊本県 水俣市)



アイストップ型

広島平和記念公園
(広島県 広島市)



献花型

妙見メモリアルパーク
(新潟県 小千谷市)



- ・ 大島を象徴する要素をデザインに取り入れる
- ・ 土砂の流出方向や災害当時の日の出、日の入りの方向等をデザイン要素として取り入れ、災害の記憶をとどめ後世へ伝える
- ・ 追悼や鎮魂に加え、災害を教訓とした大島の将来や更なる発展の意を込めたデザインとする

遊戯施設

【基本的な考え方とイメージ】

子どもが公園に親しみ、愛着を醸成するもの

① 幼児用遊具

- ・ 「森・海・島」をテーマに、伊豆大島の雄大な自然を表現
- ・ 親子や友達等が複数で遊べる
- ・ エリア内に子どもの遊びを見守るための休憩施設の設置

児童用遊具のイメージ



幼児用遊具のイメージ



② 児童用遊具

- ・ 「冒険」をテーマに森の中での探検や発見、難しい遊具への挑戦が可能
- ・ 点在した単体遊具で体全体を使って楽しみながら、基礎体力の向上

■ 園名板

【基本的な考え方と検討案】

大島の独自性や公園の顔としてのランドマーク

例：園名板



火山砂利と耐候性鋼板



御影石



コンクリート

■ その他サイン

【基本的な考え方と検討案】

統一感を出すため、本体デザインの統一

例：総合案内サイン



合成木材



コンクリート



御影石

例：解説サイン



合成木材



コンクリート



御影石

■ 植栽

【基本的な考え方とイメージ】

大島らしい樹種を活かし、島内外の人々が集まる空間の演出

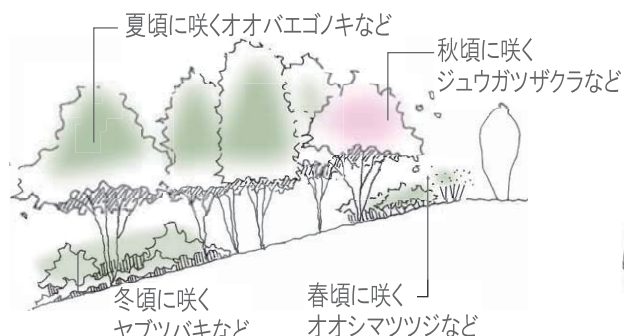
■ 骨格種(サクラ)の導入

- ・多くのサクラの品種を植栽し、秋から春をサクラの花で演出
- ・オオシマザクラを基調としたサクラの景観の形成
- ・サクラの花見ができる空間の形成



サクラの花見ができる空間のイメージ(例：都立野川公園)

■ 季節ごとに咲く花木の植栽



オオバエゴノキ ジュウガツザクラ

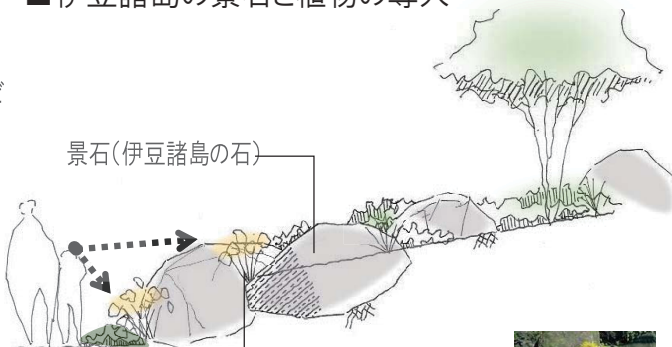


ヤブツバキ

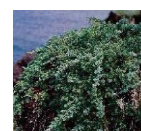


オオシマトツジ

■ 伊豆諸島の景石と植物の導入



大島で見られる低木、地被類
オオシマハイネズ、ツワブキ等



オオシマハイネズ



ツワブキ

神達・丸塚地区の土地利用の方向性について

大島町では、神達地区のメモリアル公園整備事業及び大金沢流域の町道整備事業の推進と同時に、神達・丸塚地区の土地利用についても検討を重ねています。

将来を見据えた土地利用を図れるよう2つのゾーンに分け整備計画を進め、発展的な復興を推進します。

文教・福祉ゾーンについて

「子供もお年寄りも安心して暮らせる生活環境づくり」「豊かな人間性を育むまちづくり」等をコンセプトに検討を進めています

○検討施設

- ・新元町保育園…保育園機能の充実と子育て支援の拠点整備及び高齢者の憩いの場・活動の場の提供を図る
- ・複合公共施設…図書館・教育相談室・適応指導教室・放課後子ども教室等、分散していた教育関連機関を集約するとともに、子ども家庭支援センターの設置等により教育・福祉の連携による支援体制の充実化を図る
- ・全天候型運動施設…検討中

産業振興ゾーンについて

○地域振興エリア

当初は観光機能を中心に整備する方向性でしたが、火山博物館周辺を観光拠点施設として整備するよう検討することとなったため、当地においては、今後、地域の発展のための活動拠点として整備するよう検討を進めていきます

○宿泊エリア

宿泊エリアについては引き続き、民間での利用促進を第一に図りたいと考えています

